（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「区長と話そう～しんじゅくトークにおける意見要旨と回答要旨」

「地域説明会における意見要旨と回答要旨」

令和６(2024)年１１月

新　宿　区

【目　次】

１　パブリック・コメントの実施結果（概要） 1

２　パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方 5

３　区長と話そう～しんじゅくトークにおける
意見要旨と回答要旨 57

４　地域説明会における意見要旨と回答要旨 73

1　パブリック・コメントの実施結果（概要）

Ⅰ　パブリック・コメントにおける意見について

1. 実施期間

令和６年７月 15 日（月・祝）から令和６年８月 14 日（水）まで

2. 意見提出者及び提出方法

意見提出者　30 名・1 団体

ホームページ	12 名
持参	5 名・1 団体
FAX	10 名
郵送	3 名
合計	30 名・1 団体

3. 意見数及び意見の条例（案）への反映等

意見数　130 件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	前文	15 件	No.1~15
2	総則	21 件	No.16~36
3	役割	33 件	No.37~69
4	区の責務	6 件	No.70~75
5	施策の推進	26 件	No.76~101
6	その他	29 件	No.102~130
	合計	130 件	

意見の条例（案）への反映等

A	意見の趣旨を条例に反映する	0 件
B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	20 件
C	今後の取組の参考とする	3 件
D	意見として伺う	93 件
E	質問に回答する	14 件
F	その他	0 件
	合計	130 件

Ⅱ　区長と話そう～しんじゅくトーク

1．実施日

令和６年７月 18 日（木）から７月 26 日（金）

日程	会場
７月 18 日（木）　午後２時から	大久保地域センター
７月 18 日（木）　午後６時 30 分から	牛込箪笥地域センター
７月 22 日（月）　午後６時 30 分から	四谷地域センター
７月 23 日（火）　午後２時から	角筈地域センター
７月 23 日（火）　午後６時 30 分から	落合第二地域センター
７月 24 日（水）　午後２時から	柏木地域センター
７月 24 日（水）　午後６時 30 分から	落合第一地域センター
７月 25 日（木）　午後２時から	榎町地域センター
７月 25 日（木）　午後６時 30 分から	戸塚地域センター
７月 26 日（金）　午後６時 30 分から	若松地域センター

2．参加者数

参加者　308 名

3．意見数および意見の条例（案）への反映等

意見数　48 件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	前文	0 件	―
2	総則	1 件	No.1
3	役割	14 件	No.2~15
4	区の責務	11 件	No.16~26
5	施策の推進	15 件	No.27~41
6	その他	7 件	No.42~48
	合計	48 件	

意見の条例（案）への反映等

A	意見の趣旨を条例に反映する	1 件
B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	15 件
C	今後の取組の参考とする	10 件
D	意見として伺う	10 件
E	質問に回答する	12 件
F	その他	0 件
	合計	48 件

Ⅲ 地域説明会

1. 実施期間

日程	会場
8月3日（土） 午前 10 時 30 分から	教育センター
8月6日（火） 午後 7 時から	

2. 参加者数

参加者　3名

3. 意見数および意見の条例（案）への反映等

意見数　9件

意見項目の内訳		件数	該当 No.
1	前文	0 件	―
2	総則	1 件	No.1
3	役割	1 件	No.2
4	区の責務	2 件	No.3~4
5	施策の推進	0 件	―
6	その他	5 件	No.5~9
	合計	9 件	

意見の条例（案）への反映等

A	意見の趣旨を条例に反映する	0 件
B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	3 件
C	今後の取組の参考とする	1 件
D	意見として伺う	1 件
E	質問に回答する	4 件
F	その他	0 件
	合計	9 件

２　パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和６年７月 15 日（月・祝）から令和６年８月 14 日（水）にかけて実施した、（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者　30 名・1 団体　　意見数　130 件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項　目	説　明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、条例の構成のどの項目に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見について、区の考え方を示しています。（条例（案）への反映等については、A～F で示しています。 A～F の分類については、パブリック・コメント実施結果（概要）（P.1）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
1	1	前文	条例の文体が、前文では「です・ます調」、条例本文は「である調」になっている。 本条例がマンション等建築主、マンション等管理者等、地域活動団体及び広く区民の方々に理解して頂き、本条例の趣旨等を浸透させていくためにも、条例全体の文体を、親しみやすい「です・ます調」に統一される事を検討して頂きたい。	D	ご意見として伺います。 区の条例は、「公用文の作成の考え方」に沿って常体（である体）を用いています。
2	1	前文	本条例の文体の全体を「です・ます調」に統一し制定される事は、区の「公文例に関する規程」における「公文の用語、用字等については、別表に掲げる内閣告示等に準拠するものとする。」の規程に反する事となるのか。	E	ご質問に回答します。 規定方針については、No.1 の回答のとおりですが、親しみのある分かりやすい文章により表現する場合においては、前文のみ敬体（です・ます体）を用いる場合があります。
3	1	前文	前文で「行政と連携しながら」と記載されている。このため、区と町会の連携の場として「地区町会連合会」「区町会連合会」が存在すると認識している。よって行政と連携と記されるならば、本条例に地区町連、区町連に関する役割、責務、機能についての規程を加えて頂きたい。	D	ご意見として伺います。 新宿区町会連合会及び各地区町会連合会の役割等を条例で定める考えはありませんが、条例を解説するハンドブック等でどのように記載できるか検討していきます。
4	1	前文	公用文であるので「様々」と漢字にて記述されていると思うが、「さまざま」とのひらがな表示される事を検討されたい。	D	ご意見として伺います。 条例上の表記については、内閣告示の「常用漢字表」に準拠しており、漢字の表記としています。
5	1	前文	「町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ」と記載されている。「活性化」との同じ言葉が文中に２回出ている。再考をお願いしたい。	D	ご意見として伺います。 地域コミュニティの中心的な組織である町会・自治会の活性化が地域コミュニティ全体の活性化につながるという趣旨でこの表記とさせていただいています。
6	1	前文	現在の町会・自治会が、如何に疲弊し弱体化しているかの実情をもっと訴えると共に、町会・自治会の存続と持続、継続が、いかに必要であるかを強く訴える前文にしていただきたい。素案の記述では条例の策定の意図が弱いと思う。	D	ご意見として伺います。 条例の制定の背景や目的等については、条例の趣旨普及の中で丁寧に説明していきます。
7	1	前文	町会の活動は非常に限定的である。まちの安全・安心は自治体（消防、警察を含む）によって守られているので、町会の活動がなくなっても、影響はないだろう。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会は地域コミュニティの中心的な組織であり、地域の防災・防犯、環境美化等、さまざまな活動を行い安全安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在と認識しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
8	1	前文	（P２の３行目）「高齢者の見守りや子育ての支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い」→「高齢者の見守りや子どもを育む活動、にぎわいづくり等様々な活動を地域全体で行い」に変更する。子育て支援は自治体が行うものであり、町会は“子どもは地域の宝”としてみんなで育むことに取り組んでいるので、実態に合わせた表現にする。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 ご指摘の記述については、行政による子育ての支援のほか、町会・自治会が地域で子どもを育む活動も含むものです。
9	1	前文	（P２の６行目）「町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりになくてはならない存在です」→「町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりに重要な役割を果たしています」に変更する。なくてはならないという重い表現ではなく、重要な役割を果たしている事実を強調する文章に変更する。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 町会・自治会が行政と連携しながら、様々な活動を行い、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりになくてはならない存在という、区と町会・自治会との関係を位置付ける表現としています。
10	1	前文	（P2 の 12 行目）「外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。」→「外国人の割合も高く、様々な方が活動する、多様性ゆたかな多文化共生を進める自治体です。」に変更する。新宿区には約 130 の国や地域からなる４万人を超える外国人が暮らしており、その割合は区民全体の約 13%となっている。区は、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」の実現をめざすという他の自治体にはない特性をもっているのでこの文言を加える。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 ご指摘のとおり、多文化共生のまちづくりの推進は区の重要な施策の１つです。ご意見の条例の多様性という言葉は、多文化共生を含めた様々な要素を表しています。
11	1	前文	前文には「次世代に伝えていく」とある。少子高齢化が進む中で、若い世代の意見を積極的に受け入れていくことが大事である。かつては、結婚の奨励に協力してきたのが町会・自治会でもある。今後、町会・自治会の主催で「婚活支援」を行う必要はないと思うが、現在でも、町会・自治会のイベントなどを通じて出会いがあり、結婚に至る例もある。結婚後も地域で子育てを行う中で、町会・自治会で自然なカタチで活動し、次世代に伝えていくという、より積極的な表明が、「前文」に必要。このため、前文の最終段落に、「若い世代とともに」と入れてはいかがか。 「私たちは、永く、地域の課題に対して、「若い世代とともに」皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります」	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 ご指摘のとおり、町会・自治会の高齢化や担い手不足が進む中、若い世代に町会・自治会活動に参加していただくことは非常に重要であると認識しています。若い世代を含めた、多くの方々に本条例の趣旨を理解していただけるよう取り組んでいきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
12	1	前文	「新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に反対する。「自治会」は地域住民が立ち上げたサークル活動的な団体で、行政からは独立した存在である。行政は、自治会に対してノータッチが好ましい。 「自治会は不要」と判断する人が増えている流れは止めようがなく、武蔵野市が昭和期に実施した施策を参考にして考えるほうが建設的だと思う。 ・公道上の防犯灯は行政が管理して支払いする ・戸別住宅地の可燃ゴミは戸別収集にする ・自治会に対しての補助金の廃止 ・多様性を尊重、自治会の加入・未加入で区民に差をつけない ちなみに 1940 年以前は、「自治会」系の団体は存在しなかった。100 年単位で俯瞰して、誕生→拡大→縮小→消滅する習慣が出てくるのは自然なことではないか。（1970 年代の後半期に自治会が存在しない国に住んだことがある。自治会が無いことによる混乱は、両親から聞いたことはない。）	D	ご意見として伺います。 前文に掲げたとおり、町会・自治会は、安全安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在との認識です。町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、条例を制定するものです。
13	1	前文	商店街（チェーン店を除いた）の売り上げが、新宿区全体に占める割合の経年変化のグラフを示せば、個人商店の時代が終わったことは明らかだろう。したがって、商店街はなくてはならない存在ではない。町会・自治会も同様だろう。加入率の低下はそれほどではなく、45%前後を維持している。むろん、現在の加入率も町会関係者の日常活動の努力の結果だと理解している。	D	ご意見として伺います。 地域コミュニティの活性化のためには、地域住民や商店会を含めた地域で活動する様々な主体の町会・自治会の活動への参加・協力・連携が必要との認識です。
14	1	前文	「町会・自治会への理解と関心を深める」だけでは解決できない問題である。 「活動に参加し、協力し、連携すること」は忙しい人々には無理な注文である。 町会・自治会に依存しないまちづくりを指向すべきである。	D	ご意見として伺います。 本条例は町会・自治会だけではなく、地域で活動する様々な主体が協力、連携し暮らしやすいまちを実現していくことを目的としています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
15	1	前文	条例素案では、コミュニティ構成団体等毎に条項を設けて、それぞれ町会・自治会への理解や町会・自治会活動への参加を求めているが、地域コミュニティを活性化するためには、コミュニティ構成団体等に協力を求めるだけでは成り立たず、逆に、町会・自治会がコミュニティ構成団体等に協力する等、相互に連携して理解し合うことが肝要と考えているため、町会・自治会がコミュニティ構成団体等に協力できることを条例素案に書き込んでもらいたい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 町会・自治会の役割として、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものと規定しています。
16	2	総則	本条例案の目的が「暮らしやすいまちの実現」となっているが、もっと具体的に区民個人に結びつけて表記すべき。抽象的に「まち」と表現されても、「暮らしやすさ」を感じる価値観は個人により異なるためである。町会・自治会などの地域コミュニティに関わらず、干渉されない生活を「暮らしやすい」と感じる人もいる。そのような価値観からは、本条例案が示す「区民の役割」は努力義務を課すだけのものと映るように思う。 町会・自治会のための条例案と誤解されないように、あくまで目的は新宿区民という個人のためと明示し、地域コミュニティの活性化は手段に過ぎないという表記にすべきと考える。	D	ご意見として伺います。 条例の趣旨が正しくご理解いただけるよう、周知啓発に取り組んでいきます。
17	2	総則	マンション等まちづくり方針が策定中である。この中で対象マンションにおいて「地域コミュニティ」に係る事項を事前協議で要請する事項として計画中であり、（仮称）大規模マンション及び都市開発諸制度等を活用する開発計画に係る市街地環境の整備に関する条例が令和７年度に公表されると側聞している。本条例との整合を図ってほしい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 関連する条例や計画等と齟齬が生じないよう、部署間で調整し、整合性を図っていきます。
18	2	総則	ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の対象拡大の検討が行われ、条例の改正が同様に令和７年度と側聞している。条例改正の中に管理に関する基準の見直しがあると側聞している。本条例の基本理念に反しないように調整されたい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 関連する条例や計画等と齟齬が生じないよう、部署間で調整し、整合性を図っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
19	2	総則	マンション等管理者等の「①区内の管理組合」に係る記載内容に「①区内の管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。以下同じ。) (当該マンション等の管理を委託している場合を除く。)」と記載されている。 ①(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。以下同じ。)と (当該マンション等の管理を委託している場合を除く。)の 2 つの丸括弧の文章がある定義文は、区の他条例でも同様の記載例はあるのか。	E	ご質問に回答します。 「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」第 2 条第 5 項等にも 2 つの丸括弧の文章がある定義文があります。
20	2	総則	総則②定義について、一つ目の丸括弧の文章に「以下同じ」と記載されている。2 つ目の丸括弧の「当該マンション等の管理を委託している場合を除く」を包含して、「以下同じ」ではないのか。	D	ご意見として伺います。 1 つ目の括弧書は管理組合の定義を規定しており、2 つ目の括弧書の内容を含んでいません。
21	2	総則	総則②定義について、2 つ目の丸括弧の文章は、丸括弧をとり、但し書きの文章とすべきと思う。	D	ご意見として伺います。 2 つ目の括弧書は、区内の管理組合のうち、マンション等管理者等の定義から除くものを括弧書で表現することにより明確に示しています。
22	2	総則	「②区分所有者を代表する者」の記載内容に「当該マンション等に①に掲げるものがない場合に限り、その管理を委託している場合を除く。」と記載されている。 当文章が、良く理解できません。趣旨、解説、施行規則で説明いただきたい。特に「①に掲げるものがない場合」とは、管理組合が無い場合の意味なのか。	E	ご質問に回答します。 ご指摘のとおり、「①に掲げるものがない場合」は、管理組合がないという意味で記載しています。 なお、条文の意味については、条例を解説するハンドブック等に掲載します。
23	2	総則	本条例において、マンション等管理者等を主にマンション管理会社とし、管理組合や理事会とされない理由は何であるか。	E	ご質問に回答します。 「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」（素案）の 6 ページで一例としてマンション管理会社の記載がありますが、マンション等管理者等には管理組合や理事会も含まれており、マンション管理会社を主として考えているものではありません。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
24	2	総則	マンション等管理者等の「①区内の管理組合」に係る記載内容に「当該マンション等の管理を委託している場合」と記されている。 ①委託の範囲、程度について趣旨、解説、施行規則において明記されたい。 ②管理組合から除く場合：「管理会社にすべての管理業務を委託する「全部委託方式」」の管理組合及び「管理会社に一部の管理業務を委託する「一部委託方式」」の管理組合 管理組合と定義：「管理組合がすべての管理業務を行う「自主管理方式」」の管理組合	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 ご指摘の内容については、条例を解説するハンドブック等に掲載します。
25	2	総則	目的について、経済至上主義の中で理念だけでは活性化施策は無理だろう。新宿区の財政的支援は古いものを温存するだけで、支援がなくなった時点で停滞・消滅するだろう。	D	ご意見として伺います。 今後策定する「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」において、活性化施策について検討していきます。
26	2	総則	マンション等建築主、マンション等管理者等について、複雑な定義なので、理解が難しい。	D	ご意見として伺います。 ご指摘の定義については、条例を解説するハンドブック等にてわかりやすく説明します。
27	2	総則	地域コミュニティについて、地域コミュニティが衰退したから町会・自治会の活動が停滞した。町会・自治会の活性化に衰退した地域コミュニティを利用するのは無理がある。町会・自治会と地域コミュニティとを同時に活性化しなければならない。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 地域コミュニティの中心である町会・自治会の活性化と同時に、様々な地域活動団体などを含めた地域コミュニティ全体の活性化が必要だと考えています。
28	2	総則	（P３の３行目）「区、区民、及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の・・」→「区、区民、及び地域で活動する様々な主体が相互に理解し合い連携し、町会・自治会の・・」に変更する。連携するには、相互の理解が不可欠なので文言に加える。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 ご指摘のとおり、区、区民、及び地域で活動する様々な主体が相互に理解し合うことは非常に重要であることから、前文に相互理解について記載しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
29	2	総則	（Ｐ３の１行目）「町会・自治会　区の区域内の一定地域に居住する者及び法人により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう」→「町会・自治会　区の区域内の一定地域の区民及び法人等により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう」に変更する。“居住する者”という表現では居住者に限られるが、自治基本条例では区民の定義を「区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」と規定している。自治基本条例の定義と整合性をとるため、また実際に町会役員であっても居住者ではない人が活躍している事例があるので実態を反映するためにも文言を修正すべき。また、“法人”だけでなく様々な団体があるので“法人等”と幅を持たせる表現にする。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会の会員については、各町会・自治会ごとに規約等により定めており、様々であることから、一般的な構成である記載としています。
30	2	総則	（Ｐ３の１行目）「区民　区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう」→「区民　区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」区民の定義は、自治基本条例に合わせる。活動する団体も入れる。	D	ご意見として伺います。 本条例の区民については個人のことを指しており、団体については、定義の「事業者」や「地域活動団体」に含まれています。
31	2	総則	新宿区では町会・自治会が200団体存在している。新宿区では、これらの団体が新宿区町会連合会に所属していることをもって、町会・自治会として認めているものと思う。しかし、新宿区町会連合会では入会を希望する団体を町会・自治会と認めるための具体的な基準等を策定していない。 このように、町会・自治会を認定するための具体的な基準は、新宿区においても、新宿区町会連合会においても定めてないため、条例素案における町会・自治会の定義の中で、新宿区が町会・自治会と認めるための条件を明記していただきたい。現行の条例素案の定義では、勝手に町会・自治会を名乗る団体が出現する恐れもある。	D	ご意見として伺います。 新宿区町会連合会及び各地区町会連合会の役割等を条例で定める考えはありませんが、条例を解説するハンドブック等でどのように記載できるか検討していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
32	2	総則	町会・自治会について「一定の地域に居住する者及び法人により形成」と定義しておりますが、次のことについて検討する必要があると考えている。 条例素案において、町会・自治会の構成員を「一定の地域に居住する者及び法人」と記載しているが、認可地縁団体の構成員は、地方自治法第 260 条の２で「区域に住所を有する個人」に限られているため、法人は賛助会員として扱われている。 そこで、「地域に居住する者」と「法人」を町会・自治会の構成員として並列に記載している条例素案のままでは、地方自治法の記載との間で齟齬が生じているように読み取れてしまう恐れがありますので、条例素案の当該部分の記載について工夫していただきたい。	D	ご意見として伺います。 本条例においての町会・自治会の定義を定めているため、地方自治法の認可地縁団体の定義と抵触しないと考えています。
33	2	総則	共同住宅について、賃貸と分譲の共同住宅とも、マンション等に該当するか、明記されたい。	D	ご意見として伺います。 共同住宅には賃貸と分譲の両方を含んでいますが、条文上で明記しないことにより、賃貸と分譲の両方を含んでいるものとしています。
34	2	総則	共同住宅について、共同住宅の規模は関係なく、マンション等に該当するか、教えてほしい。	E	ご質問に回答します。 共同住宅の規模は関係なくマンション等に該当します。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
35	2	総則	定義に町会・自治会に商店会を含むと書かれている。町会・自治会（商店会を除いた）よりも商店会に対するサポートの予算（助成）、その結果の影響が大きいのではないかと私は思っているので、商店会に関連してコメントする。大久保通りの商店街の歩道は他の地域（海外を含めて）からの観光客（？）でごった返し、急ぐ時には、車道を歩行しなければならない状態である。百人町明るい商店会振興組合の有線放送は設置基準より過密な感覚で設置されたスピーカーから、音楽が運用基準を無視して常時流されている。これでは個々の店舗のスピーカーを規制することはできないだろう。それでも商店合には街灯、放送設備、電気料も区から助成されている（いた）。新宿区にある 100 前後の商店街のうち、7～8 割を見てまわった印象では、衰退しているところがほとんどだった。その中では、大久保通りの 2 つの商店街は韓流ブームと海外からの移民により、例外的に賑わっているようだ。個人商店主の高齢化もあり、以前のような商店街の役割は既に終わっているにも関わらず、新宿区はプレミアム付き買い物で所得介入してまで、商店街を活性化しようとしている。新宿区のこのような商店会振興に批判的な私は、素案の中心的な主張の町会、自治会活動への参加・連携・協力することはできない。逆に反対の立場である。商店会の振興は難しい問題で、個々の商店主が Amazon に代表される世界的な流通企業に対抗する絶望的な試みである。私は「やすらぎ」を求めている。すでにオーバーツーリズムなのに、さらに倍の 6000 万人の来訪者を目指す国、新宿区の観光立国の推進に反対である。したがって、町会・自治会がにぎわいづくり等の様々な活動を行う素案に反対である。価値観の多様化を認めるのであれば、町会・自治会の理念・目的に反対する人たちへの配慮、尊重についてもⅠ．前文、Ⅱ．総則、Ⅲ．役割に書いてほしい。	D	ご意見として伺います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
36	2	総則	都市計画部で検討している「（仮称）新宿区マンション等まちづくり方針」（素案）では、「マンション等」の定義はしていない。 英語の Mansion は大邸宅を意味するので、マンションに住んでいる日本人が家に招待してくれないのを不思議がっている英国人の話があった。カタカナ英語でも、英語としても通用する単語を使うべきである。 新宿区住宅マスタープラン（2018）で 12 ページに「マンションをはじめとした共同住宅の割合は平成 25（2013）年に約 86%」と書かれている。同ページの「表 2 新宿区の建て方別住宅数（居住世帯がある住宅数）」の分類では「マンション」ではなく、「共同住宅」が使われている。マスタープランの参考資料 1 の用語説明にも「マンション」はない。 「マンション等」の代わりに、分かりやすい「共同住宅」を使うべきである。	D	ご意見として伺います。 マンション等という表現は区の他の条例と合わせた記述としています。
37	3	役割	マンション住民個人ではなく、管理組合や管理会社といった団体へ町会加入を促す施策を追記してほしい。賃貸マンションの賃貸管理会社やオーナーの情報提供も努力義務に追加してほしい。 ・新宿区の居住タイプは集合住宅の割合が多い。 ・マンションは居住密度が高く、町会財政への影響(収入も支出も)が大きい。 ・町会からの脱退(マンション)や未加入賃貸マンションが多く、町会財政は悪化するばかりである。 ・現状、会員/非会員区別なく町会の提供する防犯や祭礼行事等の利益を受けているが、町会としての役割を考えると、非会員へサービス停止/拒絶をすることはできない。 以上のことから、具体的には下記の検討を強く要望する。 ①賃貸マンション(オーナーや賃貸管理会社)への町会加入努力義務や町会との調整を義務付けさせる。 ②マンション管理組合への町会加入努力義務や町会との調整を義務付けさせる。 ③マンション管理会社へ町会との調整を義務付けさせる。 以上により、マンション居住者の多い地域でのコミュニティ活性化が進み、今以上に防犯/防災意識の浸透した地域社会が築き上げられると考える。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会への加入を努力義務化することは、過去の判例からみても難しいと考えます。本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を図るものです。 本条例では、町会・自治会との調整がしやすくなるよう、管理組合や管理会社に対して町会・自治会との連携に係る連絡先の提供を求めていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
38	3	役割	町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等の役割を規定する条文において、他の条例に見られる様に「規則で定めるところにより、・・・に関し、協力するよう努めるものとする」と規則に定めがある事を条例に記載されたい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 本条例の施行に関し必要な事項は、新宿区規則で定める旨を条例に規定します。
39	3	役割	「この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じて、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。」と記されている。 「活性化施策」のどの様な施策において実施される事をお考えか。	E	ご質問に回答します。 マンション等建築主、マンション等管理者等からの連絡先の報告及び報告された連絡先の町会・自治会への提供は、本条例に基づく新たな取組として実施する予定です。
40	3	役割	Ⅲ役割（町会・自治会）、（区民）、（事業者）、（マンション等建築主）、（マンション等管理者等）、（小中学校・高校）、（大学・専修学校）、（地域活動団体）の記載の後に、区の責務が記載されているが、区が町会・自治会の活性化の先頭にたって、遂行する姿勢を示すために区の責務の記載を先に記してほしい。	D	ご意見として伺います。 区の責務が先にあるかに関わらず、区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組んでいきます。
41	3	役割	「町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、」の文章は、これまでの町会・自治会の運営を全面的に肯定しているように読める。当条文は「町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえるものの、これまでのやり方の改善、工夫を行い、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。」との意味なのか、文章を再考いただきたい。	D	ご意見として伺います。 条例の基本理念に、町会・自治会の自主性及び主体性に基づき、活性化を推進すると規定しており、町会・自治会の運営方法について、規定する考えはありません。
42	3	役割	「町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。」と記されているが、文章が長すぎる。他の区市町村の同様な条例に見られる様に、端的に役割を箇条書きにされたい。	D	ご意見として伺います。 本項目については、ハンドブック等でご理解いただけるよう説明に努めていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
43	3	役割	素案では、商店会は町会・自治会と事業者に位置付けられている。地区計画の開発組合の位置付けは難しいだろう。地権者の 2/3 以上の賛成で計画を進めることが可能な地権者だけの排他的組織で、開発が完了した時点で消滅し、建物の区分所有者だけの管理組合に移行する。 地域のいろいろな組織がそれぞれの目的を持って活動している。組織には組織の価値観、目標があるので、組織間でそれらが両立できない、対立する場合もある。素案では地域を構成するいろいろな組織が町会・自治会への理解と関心を深めるよう努め、町会・自治会を中心に活動することを求めているが、無理な注文である。私は町会・自治会も地域組織の一つに過ぎないと考えている。	D	ご意見として伺います。 地域で活動する様々な主体が、町会・自治会と相互に理解し合い、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携できるよう、取り組んでいきます。
44	3	役割	素案は行政の影響を強く受けている。新宿区の憲法にあたる新宿区基本構想では、"めざすまちの姿"「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を掲げているが、第三次実行計画では「やすらぎ」が、最初の「１　第三次実行計画の基本的な考え方／（１）計画の目的・性格」に１回出てくるだけで、「やすらぎ」に向けた対策、計画は書かれていない。これは検討されていないことを意味する。それに対して、「にぎわい」は 12 回、「賑わい」は 61 回使われている。ということは、新宿区は自然環境に恵まれ、「やすらぎ」は充分にあり、どちらかと言えば、さびれた貧しいまちで、「にぎわい」で活性化しなければならない限界都市と新宿区（行政）は考えているようである。 同様に、素案の背景とⅠ．前文には「町会・自治会は…にぎわいづくり等の様々な活動を行い…活性化施策に取り組む」と書かれている。条例検討委員会で区長が挨拶し、委員に有識者、部長、出張所所長が含まれ、行政が事務局を務めている。町会・自治会の役割には古い意味での行政の末端的なイメージが避けられない。素案ではその傾向が強く感じられる。町会・自治会は行政との関連性が強いので、行政組織の中に（外郭団体として？）位置付けるのが良さそうである。	D	ご意見として伺います。 第三次実行計画では、「にぎわい」と合わせて「やすらぎ」に関する施策も位置付けており、基本構想に掲げるめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、５つの基本政策の下、施策を推進しています。 町会・自治会は、住民が自主的に組織して活動するものであり、行政組織の中に位置付けることはありません。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
45	3	役割	地域のプレーヤーとして８つの組織が上がっているが、８つの組織を選んだ理由が分からない。パブコメの資料としてはより丁寧な説明が必要である。素案のページ数が増えるのを避けるために、資料編を追加して、新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会での議論を整理してまとめてほしい。そうしないと、過去 5 回の議論の成果は検討委員会のメンバーだけのものに留まるだけでなく、一般区民と検討委員会、町会関係者とのギャップは埋まらず、一般区民の町会・自治会への理解と関心は深まらず、町会・自治会の活動に参加、または協力も得られないだろう。 また、町会・自治会に参加していない人、参加できない人（昼間人口、旅行者、通過者、ホームレス、難民、不法滞在者、暴力団関係者）の明示も必要である。彼らにも人権があり、災害時の保護が必要になる。	D	ご意見として伺います。 新宿区の地域特性を踏まえ、地域コミュニティを構成する主体として、８つの主体の役割を定めています。 「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会」での検討の経過は、議事録、資料ともに区公式ホームページで公開しています。本条例に、町会・自治会に参加していない人、参加できない人を記載する考えはありません。
46	3	役割	区民及び地域で活動する様々な主体が「町会・自治会への理解と関心を深められるよう努める」、「町会・自治会の活動に参加し、又は協力できるよう努める」のは町会・自治会の裁量、勝手だが、「お願いする」、「働き掛ける」位の表現に留めるべきである。町会・自治会に参加していない人に対して、それらを強要するのは避ける必要がある。素案の表現は町会・自治会に参加していない人の主体性を無視し、義務化、強制している。 憲法で義務化されているのは納税だけだと私は理解している。条例で義務化するのは憲法違反である。	D	ご意見として伺います。 本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を図るものです。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
47	3	役割	条例骨子案（たたき台）8 ページに、 【検討委員会】 ・加入の強制はせず、あくまで自由参加で町会・自治会が活性化していくべき。 ・努力義務によって、条例が住民に対しての脅しのようになることは避けたい。 ・努力義務も難しければ、「町会の一員になることの認識をもって、町会活動について深い関心・理解を持つものとする」といった表現等の工夫はできる。 【町会・自治会との意見交換会】 ・加入について強制力を持たせたい。 ・地域のボランティア参加要請などの項目が入るとよい。 ・区民にとって町会活動への参加は自由であり、努力義務でも役割を記載することに反対である。 と多様である。なぜ、素案では「努める」と努力義務の強めの表現になったのか。	E	ご質問に回答します。 より多くの区民の方に町会・自治会活動への参加、協力、連携を求めていくため、努力義務の規定としています。
48	3	役割	区民の定義に「区内に住所を有する者だけではなく区内で働く者、学ぶ者や活動する者を含みます」という間接的な定義ではなく、直接的な定義、列挙をすべきである。そうすることで、素案の対象が明確になる。新宿区に住民登録している人が第一優先であることは避けられないようである。図書館運営協議会でそのような議論がされていた。実際に移住することは困難でも、住民票だけを希望する自治体に移す人もいる。住民登録をしていない人、できない人からの要求、参加の扱いの問題もあるかもしれない。	D	ご意見として伺います。 本条例の区民の定義は、「区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。」と対象を列挙しています。
49	3	役割	「区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。」について、新宿区に住民登録をしない人の中には、登録することによる負担を避けるための人もいるかもしれない。（反対に、新宿区のサービスを受けるために登録する人もいる） 「努めるものとする。」は罰則のない努力義務としても、「義務」の言葉は避けるべきである。 最近の条例では区民の責務の条項がある。責務を「義務を果たすべき責任」との説明する辞典もあるので責務も使わない方がよいだろう。	D	ご意見として伺います。 より多くの区民の方に町会・自治会活動への参加、協力、連携を求めていくため、努力義務の規定としています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
50	3	役割	区民について、「区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう」なので、以下の事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等、地域活動団体の役割は省略可能なのではないか。	D	ご意見として伺います。 新宿区の地域特性を踏まえ、地域コミュニティを構成する主体として、8 つの主体の役割を定めています。
51	3	役割	小中学校・高校、大学・専修学校等について、小中学校・高校では児童・生徒及び保護者に町会・自治会への理解と関心を深める、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携することが求められているが、学校、家族のいずれ、両方でするのか。忙しい彼らにそれを求めることは可能なのか。	E	ご質問に回答します。 現在、小中学校・高校が行っている地域活動や地域との連携等の取組を指しており、新たな取組を求めるものではありません。
52	3	役割	大学・専修学校等の定義は学校教育法によっているが、学校の管理者（学生は除いて）に町会・自治会への理解と関心を深める、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携することを求めているのか。	E	ご質問に回答します。 町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に関心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを大学・専修学校等の役割として定めています。
53	3	役割	一番問題だと思うのは、小中学校に対して、町会活動に参加し協力するように求めていることである。新学期に学級担任がそろわない、不登校生徒が増え、休職教員も多い教育現場に負担を強いることになる。	D	ご意見として伺います。 現在、小中学校・高校が行っている地域活動や地域との連携等の取組を指しており、新たな取組を求めるものではありません。
54	3	役割	（Ｐ５の４行目）「マンション等建築主は、マンション等を建築するときは、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない」→「マンション等建築主は、マンション等を建設するときは、町会・自治会との連絡先となる地域連絡調整員を選任し区へ報告しなければならない」とする。連絡先が建築主でなかったり必ずしも責任ある人でなかったりして役に立たない事例がこれまでもあったため、品川区のように地域連絡調整員という人を選任する方法が有効ではないか。	D	ご意見として伺います。 報告方法として、「町会・自治会との連絡先報告書」を提出してもらいます。報告書には、町会・自治会とマンション等との連携のために利用させていただく旨を明記して、連携を図れる連絡先の報告を求めていきます。
55	3	役割	以下の内容を追加する。 →マンション等の建築主は、マンション等を建設する時は、町会・自治会と協議した事項についてマンション等管理者等に引き継ぐようにする。 マンションを建築した事業者や建築主が転売するケースが多く、町会と建築事業者の間で協議した内容が引き継がれずトラブルになることがあるため、協議事項を引き継ぐことを条例に盛り込むことが必要。	D	ご意見として伺います。 条例施行後は、マンション等建築主が、町会・自治会と協議した事項等をマンション等管理者等へ適切に引き継ぐように、働きかけを行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
56	3	役割	以下の内容を追加する。 →マンション等管理者等は、マンションの管理等にあたって町会・自治会と協議した事項についてマンション等管理者等が替わった場合は引き継ぐようにする。 マンション等の建築主の考え方と同主旨で条例に盛り込むべき。	D	ご意見として伺います。 条例施行後は、マンション等管理者等が、町会・自治会と協議した事項等をマンション等管理者等へ適切に引き継ぐように、働きかけを行っていきます。
57	3	役割	素案７ページ地域活動団体の【趣旨】の部分に「若者」を入れた方が良い。「地域活動団体とは、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、「若者」、スポーツその他の分野において、」 理由：前文に「次世代に伝えていく」とあり、「若者」は必要。若者のニーズに応えられるような「地域活動団体」の協力が必要。（例えば、就労支援や婚活など）	D	ご意見として伺います。 地域活動団体には、多様な団体があり、全ての分野を列挙することは難しいことから、若者の分野については、その他の分野に含んでいます。
58	3	役割	素案Ⅲ．役割のマンション等管理者等の中に次の項目を追加してほしい。『マンション等管理者等は、所有するマンション等の建物に、そのマンション等の管理責任者の名称及び連絡先を掲示するよう努めるものとする。』（本意見の理由）①ゴミ箱を設置していないマンション等の入居者は、新宿区の指定した「資源・ごみの正しい分け方・出し方」を守らないで集積所に出している事例が多くみられる。そのため、町会として環境美化対策の観点から大変困惑している現状である。②ゴミ箱を設置していないマンション等にあっては、当該マンション等の管理責任者の名称及び連絡先の掲示が無い物件が多いのが現状である。③入居者へのゴミ出しのルールを厳守させることも、マンション等管理責任者の責務と考える。④したがって、「管理責任者の名称及び連絡先を掲示する」ことによって、ゴミ出しのルール違反問題等が生じた場合、その対処方法が速やかに図られることになるものと期待している。	D	ご意見として伺います。 本条例に基づき、マンション等建築主又はマンション等管理者等から報告を受けた連絡先については、区でデータ集約と共に台帳を整備します。町会・自治会から問合せを受けた際には、当該台帳に記載された情報を提供することで、マンション等と話し合いができるよう支援していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
59	3	役割	町会・自治会 「区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者及び法人（商店会を含む。以下同じ。）により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。」 町会の法的な位置づけについて、条文にはなくても良いが、解説等で法的な位置づけ（地方自治法）を説明していただきたい。現在、新宿区のホームページでは「地縁」に基づく任意の団体と説明している。今回、町会・自治会の加入を促すために「任意」を外したことは理解できるが、解説で、任意団体であること、区は町会の運営等に関わらないこと、町会によってそれぞれ活動内容は異なることを説明してほしい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 町会・自治会の位置づけについては、条例を解説するハンドブック等で解説する予定です。
60	3	役割	町会・自治会 「町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。」、「町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。」 新宿区の集合住宅等に転入してきた住民にとって、お祭り以外の町会の活動内容が分からないという声もある。「その活動への理解の促進・・・に努める」からは、町会の活動を住民に理解させるというやや一方的な感じを受ける。「透明性の高い開かれたものになるように努める」（豊島区）のように、町会は運営方法や活動内容の情報を地域住民に提供し、意見を聞き、時代に即して活動も変えていくという双方向な表現にしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 区は、町会・自治会の運営に欠かせない情報を項目別にまとめた「新宿区町会・自治会おたすけブック～組織運営編～」を作成しています。 その中で、「話し合いの場を設ける」「皆さんで協力して運営する」「活動を知ってもらう」の三つを町会・自治会の運営のポイントとして紹介しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
61	3	役割	小中学校・高校は、保護者を含めた児童・生徒に「町会・自治会の活動に参加」に努めるよう求めて、学校自体には参加を求めていない。大学・専修学校等、マンション等建築主、マンション等管理者等には参加に努めるように規定しているのはなぜか。	E	ご質問に回答します。 小中学校・高校の役割は、現在、小中学校・高校が行っている地域活動や地域との連携等の取組を行ってもらう趣旨であり、学校教育の一環として、保護者を含めた児童・生徒と一緒に町会・自治会の活動に参加してもらうことを求めていきます。 大学・専修学校には、その専門性を活かして、町会・自治会の活動に参加してもらうこと、マンション等建築主、マンション等管理者等には、趣旨に記載した役割を担ってもらうことを求めていきます。
62	3	役割	「マンション等管理者等」のうちのマンション等の集合住宅の管理会社は、マンション等建物の維持管理と賃貸管理事務（賃貸マンション等）、管理組合の事務（分譲マンション）を依頼されている。にもかかわらず主体となって町会・自治会に参加まで努めなくてはならないのは違和感がある。理解し、協力し、連携に努めていただくので良いのではないか。 「マンション等管理者等」のうち、管理者（分譲マンション等の区分所有建物）が管理組合理長である場合について、国土交通省は、標準規約（2016年度）から、強制加入である管理組合の目的は建物とその敷地、附属施設の維持管理を行うものと限定し、住民同士の親睦を図り、地域生活の向上を目指す「コミュニティ条項」を削除した。そのため管理組合理事長は、厳密には町会に参加する主体ではないと考えられるのではないか。 たとえば参加によって費用が発生しても管理組合費からは充当できないのではないか。管理組合理事長は、町会との窓口となり、管理組合費と峻別できるかたちで町会費を代行徴収すること、区分所有者に対して、町会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携するように入会を促すことが求められるのではないか。全区分所有者が町会に加入する意思があり、町会でもマンション単位の加入を認めていればマンション単位で加入できるのではないのか。	D	ご意見として伺います。 本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を図るものです。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
63	3	役割	条例素案のⅢ役割において町会・自治会の役割について、①「これまでの取組を永く次世代に伝えていく」こと、②「その活動への理解の促進」を図ること、③「区民相互の交流及び協働に努める」ことを列挙しているが、これらに加えて、「町会・自治会が自らの体制や事業等の見直しを絶えず続けて、今の時代に適合するように努めること」を役割としてほしい。新宿区内の多くの町会・自治会は、昭和 27 年のサンフランシスコ講和条約の締結によって町会・自治会活動が合法化された直後に創立され、戦後の復興期から現代まで、地域の時々の問題に取り組み解決し、地域コミュニティを支えてきた功績は多大なるものがあるが、時代は、昭和から平成、そして令和と遷り変わっている。町会・自治会が「これまでの取組を永く次世代に伝えていく」だけでなく、令和の時代に適合した町会・自治会として、末永く地域コミュニティの活性化に貢献してもらうために、常に、町会・自治会の組織、運営方法、事業内容、担い手の育成の仕組み、会員の募集方法の改善等を自らが積極的に見直し続けることが、町会・自治会の重要な役割として求められている。令和６年３月 23 日に開催された（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例中間報告において、最後に挨拶していた新宿区町会連合会副会長が、昭和の町会・自治会から新たな時代に適合した町会・自治会に変えていかなければならない旨の挨拶をされたことを記憶している。	D	ご意見として伺います。 条例の基本理念に、町会・自治会の自主性及び主体性に基づき、活性化を推進すると規定しており、町会・自治会の運営方法について、規定する考えはありません。
64	3	役割	大学・専修学校が町会・自治会に協力するだけでなく、その大学・専修学校の学生に対して、町会・自治会への入会や事業への参加・協力を求めるべきと考える。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 本条例では、区民を区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者と定義しており、学生に対しても事業への参加・協力を求めていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
65	3	役割	地域活動団体は、あまりにも多様な団体が存在するため、どのような団体に協力を求めているのかイメージできないでいる。想定している地域活動団体について別表等で例示して、団体毎に協力を求めたい事項、逆に町会・自治会が協力できる事項等を記載して整理できれば、より分かり易いものになるのではないか。例えば、多くの若者が参加している消防団との連携は、担い手不足の町会・自治会にとって魅力的なものと考えるし、こども食堂に町会・自治会が協力出来れば地域福祉の輪を広げられるのではないか。	D	ご意見として伺います。 地域活動団体については、条例を解説するハンドブック等で例示することを予定していますが、参加、協力、連携する事項については、地域で活動する様々な主体が各々の考え方に併せて行っていくものと考えます。
66	3	役割	新宿区町会連合会及び地区町会連合会の条例素案への追加について。 条例素案のⅡ総則、Ⅲ役割に、新宿区町会連合会及び地区町会連合会が全く記載されていないことが、非常に不自然なことに思える。新宿区町会連合会及び地区町会連合会は、新宿区の地域コミュニティの推進において重要な役割を果たしているため、条例素案において、新宿区町会連合会及び地区町会連合会を定義して、役割を明示してほしい。	D	ご意見として伺います。 新宿区町会連合会及び各地区町会連合会の役割等を条例で定める考えはありませんが、条例を解説するハンドブック等でどのように記載できるか検討していきます。
67	3	役割	定義について、町会・自治会に商店会を含むと書いてある。Ⅲ．役割（事業者）にも「事業者とは…商店会を含みます。」と書かれている。商店会には町会・自治会と事業者の２つの役割が与えられているが、１日でも早く、新宿区の支援から独立した事業者になることを私は願っている。 事業者も地域コミュニティの一員とするのは無理がある。彼らは営利活動をしているのだから暮らしやすいまちの実現に関係ない事業者は除くべきである。	D	ご意見として伺います。 事業者も地域コミュニティの一員として、暮らしやすいまちの実現に寄与している主体と考えています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
68	3	役割	マンション等建築主、マンション等管理者等について、なぜ、（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）の中でこれらの問題を扱うのかが分からない。マンション等でも自治の問題が発生しているので書き込まれたものだと想像する。マンションの建て替えは賛否が分かれ、深刻な対立をもたらしている。最後は多数決である。80％以上の賛成を得られず建て直しが進まないので、賛成の割合を下げるようである。マンション等建築主に市街地再開発組合を含んでいる。マンション等建築主は、「マンション等を建設するときは、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。」（素案の中で、ここだけが義務化されている。）「区は、マンション等建築主又はマンション等管理者等から報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等が所在する地域の町会・自治会へ提供するものとする。」町会・自治会ではマンション管理組合、市街地再開発組合のような深刻、微妙、長期的な問題は少ないだろう。大部分は、牧歌的な問題だろう。したがって、町会・自治会がマンション等の問題を扱うのは無理がある。過度な負担になる。マンション等の問題は別のマンション等条例で対応すべきである。この条例でマンションの問題を扱うのであれば、住宅宿泊（民泊）事業の問題も扱ってほしい。マンション等建築主に住宅宿泊（民泊）事業者、マンション等管理者等に住宅宿泊（民泊）管理業者が対応する。民泊条例の第６条に宿泊者の責務がある。新宿区が海外からの宿泊者に働き掛けが出来る条例は民泊条例しかないだろう。「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の検討に向けた意見交換会　結果概要の８ページについて、「民泊業者が増加しているが、彼らは地域に関心がない。民泊と地域活動をつなげることは難しいかもしれないが、条例検討の際には民泊の視点を入れること検討いただきたい。」	D	ご意見として伺います。 本条例は、マンション等が町会・自治会の活動に参加、協力、連携することで町会・自治会、地域コミュニティの活性化が図られることを目指しています。また、町会・自治会よりマンション等の連絡先が分からないとの声を多くいただいていることから、連絡先の報告を義務付ける規定を設けています。 一方で、住宅宿泊（民泊）事業については、住宅宿泊事業法に関連する法令等で取り扱っています。
69	3	役割	予備校等は専修学校等か。 カルチャースクールはどうなのか。	E	ご質問に回答します。 専修学校等とは、学校教育法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条に規定する各種学校をいいます。 予備校等やカルチャースクールが大学・専修学校等に該当するかは、上記法律の規定に該当するかにより判断します。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
70	4	区の責務	本条例の最終版には、「新宿区情報公開条例の解釈・運用基準」の様に、「趣旨」「説明」「運用」を記載した解釈版を作成して頂きたい。 本条例がワークするため、本条例の各条文の運用の手引きや帳票類ひな型を公表されたい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 条例を解説するハンドブック等を作成する予定です。また、本条例の施行に関する様式等は規則で定め、公表します。
71	4	区の責務	業務を町会・自治会に委託、委譲するのではなく、反対に、町会・自治会の仕事を区の仕事として引き上げることを検討してください。 第１回活性化推進条例検討委員会で会長（学識）の説明では、 ・日本都市センターの全国調査（2019）で、町会・自治会が今後もっと重視していかなければいけない活動の１つは防災と地域福祉 ・町会・自治会の取組において、専門人材が必要なものは、地域、行政、社会福祉協議会などの専門機関においても防災と地域福祉 これらは、町会・自治会ができる仕事ではなく、行政の責任でしなければならないことである。	D	ご意見として伺います。 本条例では、条例の推進に必要な施策を地域と連携して行うことを区の責務と定め、施策の実施に当たっては町会・自治会の負担が増えないよう配慮することを定めています。防災と地域福祉についても、町会・自治会や地域で活動する様々な主体と連携して取り組んでいきます。
72	4	区の責務	（P8 の３行目）「区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携し、活性化施策に取り組むものとする。」→この文章の後に「区は、町会・自治会の自主性及び主体性を尊重する。」を挿入する。町会・自治会が区の下請けのように扱われたり、そうした印象を持つ方も多いので自主性と主体性を文章として明記する。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 本条例では、基本理念で「町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること」を明記しています。
73	4	区の責務	「区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとする。なお、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。」 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携する際に、その団体の実態はどのように把握しているのか。 町会・自治会と様々な主体のあいだの連携において、区の役割があるのであれば規定してほしい。役割がない場合、町会・自治会をはじめとした様々な主体は、連携、協働する相手の実態が分からないため、区から促進されても不安がある。	E	ご質問に回答します。 本条例の施行に合わせて、「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を策定します。本プランは、区で行っている活性化施策を体系化して掲載するとともに、各地域活動団体との取組も掲載します。また、町会・自治会と連携している団体に対しては、アンケート調査を実施し、実態の把握に努めています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
74	4	区の責務	条例素案では新宿区の責務として、条例の基本理念等の理解促進及び活性化施策への取組等を挙げているが、これだけでは不足していると考えている。新宿区は様々な方法で区民に対して町会・自治会への入会を呼びかけているため、その呼びかけに応じた区民に対する責任として、町会・自治会が民主的な運営を行い、入会しようとする者及び会員を公平に扱っていることを見守り、必要に応じて町会・自治会に助言を行う責務がある。 新宿区の助言が必要になると思われる例として、新宿区を通じて町会・自治会に入会申込をしたにも関わらず、理由なく入会に応じないようなケース。マンション管理組合を通じて入会しているマンション居住会員に対して総会資料を渡さなかったり表決権を与えないケース等が考えられる。このような対応が蓄積されることによって、地域の住民と町会・自治会との間に分断が生じてしまう恐れがある。 第５回（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会において、区民委員が「マンション居住者に町会・自治会の決算書等が配布されない」と述べていたが、これは上述の２番目のケースで生じる支障のひとつと考えている。町会・自治会では、マンション建設主等に入居者に対する町会・自治会への加入を求めるが、その交渉において、例えば「通常より割安の会費額で何部屋分納める」というように取り決めてマンション管理組合が会費をまとめて納めることにした場合、会員がマンション管理組合なのか、マンション居住者なのか曖昧なままになることがある。このため、町会・自治会はマンション居住者の氏名等も把握できないままになり、一方、マンション管理組合には決算書等の総会資料が１部だけしか配布されず、この総会資料が、マンション居住者に周知されないままになることがある。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会には、本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくものであることを周知していきます。 また、区が現在行っている「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業などを通じ、町会・自治会等を運営するうえで生じた疑問や課題の解決に対応してまいります。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
75	4	区の責務	マンション管理組合による町会・自治会費集金に関して、マンション管理組合規約に町会・自治会費をマンション管理組合費に含めて一括徴収することを定めているマンション管理組合に対して、マンション居住者がマンション管理組合による町会・自治会費徴収を不当として提訴した結果、町会・自治会費相当分の徴収をマンション管理組合規約で定めても拘束力はないと判示した東京簡裁・平成 19 年８月７日判決が確定している。 更に、この判決後、国土交通省が、平成 28 年に改正したマンション標準管理規約第 27 条の関係コメント③において「町会・自治会への加入を強制するものとならないようにすること」、「町会・自治会への加入を希望しない者から町会・自治会費の徴収を行わないこと」等に留意すべきとしている。 上述のことに抵触するような取り決めが、町会・自治会と条例素案で連絡先が提供されたマンション管理者との間で行われた場合、条例素案を作成した新宿区に責任が及ぶことがないか懸念している。 町会・自治会がマンション管理者等に連絡して交渉する内容について条例素案では全く触れていないが、町会・自治会への加入を強制するといった事態が生じることを避けるためにも、交渉内容に関するガイドラインを策定して、予め町会・自治会に周知する必要があると考える。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会には、本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくものであることを周知していきます。
76	5	施策の推進	具体的に何をするのか、よく分からない条例だと思う。まちが変化していくのに魅力的なコミュニティ作りは必須。高齢者ばかりが負担を強いられているコミュニティは、やがて消滅していくと思う。若い世代で犬を飼っていたりするので、それらへのイベント等やったりする企画を積極的にやったらどうか。	D	ご意見として伺います。 区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 具体的な取組については、本プランにおいて総合的に各施策を検討、推進していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
77	5	施策の推進	非常に良いことと思う。近年、まちは高齢化と後継者不足もあり、他地域からの移転者も多く、また外国人の数も増えてきている。なかなかその地のルールに馴染めない方も多く、トラブルも増えている。 マンション等管理者等という言い方がよく分からないが、区分所有者や一戸建てに引っ越して来る方に対して、マンション管理人や不動産業者から地域のルールを周知してもらえることを徹底して頂ける内容になっているのなら幸いである。ごみの出し方や、昔から住んでいる者なら気にならない音に対する問題が多く感じられる。	C	ご意見は、今後の取組の参考とします。 本条例では、「マンション等管理者等」に対し、マンション等の所在する地域の町会・自治会との連携に係る連絡先を区へ報告することを義務付け、この連絡先は、区からマンション等の所在する町会・自治会へ情報提供します。 「マンション等管理者等」は、区に報告した連絡先をマンション等の窓口とし、町会・自治会からの案内や情報提供への対応、町会・自治会との話し合いへの協力等、町会・自治会との連携に努めていただきます。
78	5	施策の推進	本条例の施策展開のためには、マンションのデータベース作成が重要と考える。新宿区マンション管理適正化推進計画が令和6年2月に策定された。当計画を推進するに当たって現在、区は本計画で対象とするマンションのデータベースを作成していないが、今後住宅マスタープランの改定と併せてマンション実態調査を行う予定であるため、これに伴って区内マンションのデータベース作成を検討すると住宅課から側聞した。早期の情報作成をお願いしたい。	C	ご意見は、今後の取組の参考とします。 マンション実態調査については、令和10年度から令和19年度を計画期間とする第5次新宿区住宅マスタープランに盛り込むとともに、効果的かつ効率的な施策の推進に活かすため、令和8年度を目途に実施を予定しております。
79	5	施策の推進	本条例施行後において町会・自治会活性化等推進プランの施策の中に、住宅課で行われている「マンション管理組合交流会」における討議テーマとして取り上げ、本条例の「周知・意識啓発」の一環として取り組んでほしい。	C	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「マンション管理組合交流会」における討議テーマは、毎回交流会に参加された方からのアンケート結果をもとに、区で委嘱しているマンション管理相談員との協議により設定しています。
80	5	施策の推進	現在マンションの監事機能は全く働いていない。私はタワーマンション監事として「業務監査」にて理事会の規約違反を指摘したが、理事会はその対応に混乱するのみだった。今回の「推進化計画内容」に関する監事の指摘に期待する。ただし監事の理解不足が予測されるので、区として「マンション管理士の派遣」を考えてほしい。（半額区負担） 1人の管理士が20～30棟の担当は可能と考えるので充分ペイするはずである。（別会社設立検討）この点は「住宅課」に提言済である。（別途、マンション監事マニュアル作成中）	D	ご意見として伺います。 区では区内分譲マンションの管理組合の役員等に対し、区内マンションの良好な維持及び管理の促進等を目的に「新宿区マンション管理相談員派遣」事業を実施しています。 当該事業により、マンション管理士等の資格を保有するマンション管理相談員を1年度につき3回まで派遣し、管理組合の運営等に関して無料相談を受けています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
81	5	施策の推進	「新宿区は区にある町会・自治会を頼り過ぎている」というのが率直な気持ちである。任意団体である町会・自治会への加入は区民の自由意志によるものであり、加入率が低い分、「地域住民の代表」にはならないはずである。区民の自由意志を無視して、区が区民に入会を導き協力させ、活動の担い手にしようとすることに問題がある。 私は前中山区長の時にやっていた「地区協議会」に魅力を感じていた。町会・自治会以外に、それこそ地域コミュニティを行ってきた団体や学校、一般区民によって成り立ち、いろいろな方向から地域を考え、問題があればそれを話し合いや学びから解決していった経験がある。10 地区それぞれの個性があり、今後が楽しみだったのだが…。まずはもう一度地域コミュニティを町会・自治会に頼らない方法を考えるべきである。	D	ご意見として伺います。 区は、町会・自治会が地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行う中で、地域コミュニティの発展に貢献していただいてきたものと認識しています。また、ご指摘の「地区協議会」は、各地区で活動しており、それぞれ様々に地域コミュニティに貢献いただいています。町会・自治会や「地区協議会」などの団体が協力・連携することで、更なる地域コミュニティの活性化が進むものと考えています。
82	5	施策の推進	（P８の１行目）「区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする」→この文章の後に「計画の策定にあたっては、町会・自治会の自主性、主体性を尊重し、町会・自治会の負担にならないように配慮する」を加える。計画の策定にあたっても町会・自治会を主役とし負担にならないように進める。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 本条例では、「区の責務」として、町会・自治会の活性化のために必要な施策の実施にあたり、町会・自治会の負担が増えないよう配慮することを定めています。本プランの策定にあたっても、町会・自治会の負担にならないように配慮し進めていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
83	5	施策の推進	町会・自治会を活性化するには、区民だという区民意識とコミュニケーションの必要性の自覚を高めることが第一に必要なことだと思うが、この条例案には「関心を深めるようにしなさい」「マンション管理者等へ連絡先を報告するように」など上から目線の半強制の感が否めない内容になっている。そこが根本的にずれているように思う。 区民意識を向上させるには日常的に区内のいろいろな活動を区民に広く知らせる必要がある。まずは月３回、ときには臨時に出される広報新宿を全戸配布することが重要であると思う。それから地域の町会や自治会のお知らせをその範囲にくまなく知らせるためのチラシの作成や配布に区が援助することが重要だと思う。身近に行われているイベントを知れば時には参加してみよう、都合が会うから参加してみようという気になるのではないか。 こちらから意識的に情報を得ようとしなければ何が催されているかも分からない状態に置かれているのが今の区民である。ボトムアップの視点に立った条例にするべきだと思う。	D	ご意見として伺います。 広報新宿の全戸配布について、区は現在、広報新宿を月３回発行しており、区内世帯への配布方法は、新聞折り込み又はご自宅への配達を希望する方への個別配達により行っています。全戸配布につきましては、全区民へ情報を届けることができるメリットがある一方、新聞折り込みや個別配達と比較して費用が大幅に増加することや、配布に日数がかかるため、地域によってお手元に届く日に差が生じ、公平性が保たれなくなるなどのデメリットがあります。 そのため、区では、新聞折り込みと個別配達を原則としながら、区施設・駅・コンビニエンスストア等への設置、区公式ホームページへの掲載やスマートフォン用アプリ「マチイロ」での配信等、多様な手段を活用しながら、広報新宿の周知に努めています。 また、区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 地域の町会や自治会のお知らせ等を地域住民に周知する効果的な方法については、チラシ作成・配布に係る援助も含め、本プランにおいて各施策を総合的に推進する中で検討していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
84	5	施策の推進	私は長年コミュニティのマネジメントを専門領域として大学・大学院教育に携わり（早稲田大学・法政大学など）、また日本を含むアジア、あるいはアフリカ、北米などのコミュニティ調査研究に従事してきた。日本においては、農村に江戸時代よりある集落寄合いや部落会などの古くから現代にいたる地域コミュニティ、そして、都市部の地域コミュニティを調査してきた。これらの経験に基づいて、本素案を鑑みるに、この活性化推進条例（素案）の地域コミュニティ（イメージ）に描かれた多くの主体とその真ん中に置かれた町会・自治会とを見るならば、具体的な参加・協力や連携のありようは多様・多彩なものであることが分かる。その多様・多彩性を町会・自治会がどのように受容できるのか、どのような場を用意することが可能なのか。広く開かれた場という意味での「公共性」を具現化する場として町会・自治会があることが鍵になる。国家総動員体制があるわけではないので、「努めるものとする」と言われても、その指示に従うとは限らない。むしろ「協力したいな！」と人々が思うべく「町会・自治会」として「区役所」がその工夫と知恵を絞る必要がある。 町会・自治会の活性化は、ひたすら「町会・自治会」の問題であり、区内で活動する社会活動や教育活動の諸組織の課題ではない。私自身が町会会員であり、教員であり、地域の防災など地域活動に関わり、そして納税する区民であることを考えれば、この図が分からないわけではない。住民参加型コミュニティ・マネジメントの専門家として述べるならば、新宿区は、区民や区域内で活動を続ける人々に「たすけてくれ！」とより率直に声を上げることが最も肝要である。そして、新宿区内に住み、暮らす人々を「新宿のチカラ」として生かす力量を行政として持てるか否かが肝心のポイントである。あれが欲しい、これが欲しいというおねだりするのが区民ではない。町会・自治会の活躍する地域は各地にある。そこから学ぶこと。その自治体から学ぶこと。まずはそこから始めよう。	D	ご意見として伺います。 区は、本条例の目的及び基本理念が町会・自治会をはじめ、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう、周知方法等を工夫しながら、理解の促進を図っていきます。 また、区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 町会・自治会の活動を区民や区域内で活動する主体に認識されるように周知する具体的な方法については、本プランにおいて各施策を総合的に推進する中で検討していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
85	5	施策の推進	西新宿はマンションが少しずつ増えていて、マンション住まいの方が多くなってきたと思う。私も 2011 年から西新宿のマンションに住んでおり、「自治会とは」というところから確認しなければならず、角筈地域（管轄）お住まいの方々は「自治会」の現況がわからず、特に参加や意見などはないかもしれない。タワーマンションは住んでいる人数が多いため、各マンションに個別にアプローチすることなどを行って、コミュニティ作りに参加していただけるような、西新宿の住民が心地よく、かつ、活性化するような取り組みを行っていただけるとありがたいと思う。各管理組合宛の DM は大抵見過ごされがちなので、一部の方ではなく、全員に呼びかけるような簡単なイベントがあればよいかと思う。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 区では、タワーマンション内のコミュニティづくりや、タワーマンションと地域（町会・自治会）との連携に向けた支援策を検討するため、令和４年度から区内のタワーマンションへの個別訪問を実施し、各タワーマンションの特徴や状況を把握した上で、各タワーマンションに適したアプローチを行っています。今後も継続的に実施し、地域への関心を高めていただけるよう、防災情報などを中心にした情報発信を行っていきます。
86	5	施策の推進	区長は活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるとされているので、当該計画に次の事項について盛り込むことを検討してほしい。 町会・自治会が存在しない空白区域の解消について。新宿区は、長年にわたって町会・自治会が存在しない空白区域について、当該地域に新たな地縁による団体が立ち上がるのを単に待つのではなく、地域住民を対象として町会・自治会の必要性を説明する集会等を催す等、積極的な対応を実施して空白区域の解消を図っていただきたい。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会が存在しない空白地域で町会・自治会の設立の必要性を呼びかけることについては、本条例の施行に合わせて策定する「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」において、各施策を総合的に推進する中で必要性も含め検討していきます。
87	5	施策の推進	活動停止の恐れがある町会・自治会に対する支援。新宿区は、町会長・自治会長が長期間選任できない、高齢になった町会長・自治会長に替わる後継者がいない等、近い将来において活動の継続が危ぶまれる町会・自治会に対して、町会・自治会毎に具体的な救済等の対策を講じ実践して、新たな空白区域を生じさせないように対応してほしい。	D	ご意見として伺います。 区では、区が委託した事業者が、町会・自治会の現状、課題を分析し、課題に応じた複合型のプログラムにより、課題解決に向けた町会・自治会の取組を総合的に支援しています。 町会・自治会が持続的に運営できるように、引き続き、必要となる支援を行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
88	5	施策の推進	町会・自治会の新設・合併・分離独立に関するルール作り。新宿区は、町会・自治会の新設・合併のほか、マンション居住者による地縁団体が、既存町会・自治会から分離独立する可能性もあるので、そのような事態に備えて、町会・自治会の新設・合併・分離独立に関するルールを策定していただきたい。	D	ご意見として伺います。 区はこれまでも、町会・自治会活性化支援として、町会・自治会の規約改正などの運営に関する疑問や困りごと、法人化の手続き等について行政書士に無料で相談できる「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業を実施してきました。 町会・自治会の新設・合併・分離独立には、規約改正等の手続きを伴うことから、本制度において行政書士と連携を図りながら、必要な支援を行っていきます。 また、参考となる先行事例について、各地区町会連合会等の会合の場で共有するとともに、標準的な手続きの手順書作成などを検討していきます。
89	5	施策の推進	町会・自治会を「見える化」する入会案内窓口の設置等。地域に転入した者は、町会・自治会の掲示板が設置されていることで地域に町会・自治会という組織があることは認識しているが、町会・自治会との接点がない状況では、入会することに思いが至らない。そこで、地域の商店やコンビニ等に「町会・自治会入会案内所」の表示を掲げたり、盆踊り等の行事を実施する会場の一角に「入会受付コーナー」を設置したり、地域センター等において、例えば「町会・自治会入会キャンペーン週間」のような催事を行う等、町会・自治会の「見える化」・住民との接点作りを試みることが必要と思われる。新宿区は、地区町会連合会と実施に向けて協議を進めてもらいたい。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会の活動内容の周知や町会・自治会への加入につなげるため、各特別出張所において、転入者をはじめ来所者がいつでも町会情報を入手できるように、町会のイベント情報や町会の区域図などの資料を配架する町会・自治会の専門コーナーの設置を進めています。その他にも、特別出張所の広告付き行政情報モニターで町会情報を発信する等の取組も進めています。 引き続き、各地区町会連合会とも連携を図りながら、各地域イベント等において、町会・自治会への加入を呼びかけるなど、効果的な周知活動の実施を検討していきます。
90	5	施策の推進	町会・自治会の会員入会手続に関する基準の策定。一部の町会・自治会では、地域住民からの入会申込みに関して役員会で入会を認める等の協議を行っており、そこで入会希望者の選別を行っていないか危惧している。新宿区は、入会希望者の入会が、正当な理由なく拒絶されることを未然に防止するために、規約で入会を禁止する暴力団等を除いて、地域に居住する住民であれば、誰でも町会・自治会に入会できる原則を明示した「町会・自治会への入会に関する基準」を策定して、町会・自治会に提示してほしい。	D	ご意見として伺います。 区は、任意団体である町会・自治会に対して「町会・自治会への入会に関する基準」を策定し、指導する立場にありませんが、同じ地域に住んでいる方々が不公平感を感じることがないよう、現在行っている「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業などを通じて、個別の町会・自治会における入会申込みに関する課題を整理するとともに、町会・自治会運営に必要な情報を項目別にまとめた「新宿区町会・自治会おたすけブック～組織運営編～」の中で、一般的な会則を例示するなど、町会・自治会等を運営するうえで生じた疑問や課題の解決に対応していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
91	5	施策の推進	マンションに居住する会員を公平に扱う取組。マンションに居住する者に対する町会・自治会からの入会勧誘は、マンション事業主及びマンション管理組合等を通じて行われているが、この場合、多くの町会・自治会において、マンション管理組合を会員として扱い、当該マンションの居住者が町会・自治会会員であるか否かが曖昧なままにされていることがある。このような場合、総会の表決権はマンション管理組合に与えられて当該マンションの居住者には与えられていなかったり、総会資料をマンション管理組合に１部のみ配布して当該マンションの居住者には総会開催が知らされていないことがある。このため、マンション居住者からすれば、町会・自治会費は徴収するが総会資料すら送付しない町会・自治会に不信が高まり、町会・自治会活動に参加する意欲もなくなることになる。一方、マンション管理組合は、町会・自治会費を集めているが自らが会費を支出していないため、マンション管理組合を会員とすることは町会・自治会規約からも無理があると思われるので、マンション管理組合は協力団体として扱うべきと考えている。 新宿区は以上のことを踏まえて、マンションに居住する会員が、その他の会員と同様な取り扱いを町会・自治会から受けられるように、「町会・自治会会員が公平に取り扱われるための基準」を策定して、町会・自治会に提示してほしい。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会の規約には、個々の世帯での加入のほか、法人やマンション等の団体は賛助会員として加入できるように規定されているものもあります。その場合、表決権については、団体として一票と規定しているものや、表決権は有しないと規定しているものもあります。 区は、任意団体である町会・自治会へ指導する立場にはありませんが、同じ地域に住んでいる方々が不公平感を感じることがないよう、現在行っている「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業などを通じ、表決権に関する規定等の規約改正を含め、町会・自治会等を運営するうえで生じた疑問や相談に対応していきます。
92	5	施策の推進	マンション居住者から町会・自治会の担い手を育成する対策の実施。新宿区内においては、マンション居住者の人数の方が多い中、町会・自治会の担い手になっているマンション居住者は少数に留まっている。町会・自治会の担い手の高齢化に伴い、どの町会・自治会においても担い手の後継者育成が急務になっている。この後継者を従前どおり一戸建て居住者の中だけで探すことは至難であり、どうしてもマンション居住者の中から担い手を求める必要がある。 マンションには多様な人材が混在しており、その中に、地域コミュニティ活動に協力したいと考える者も多く存在していると思慮している。新宿区は、このような人材を探し出して、町会・自治会の担い手になってもらうための方策を早急に講じるとともに、町会・自治会に対して、町会・自治会運営を継続していくために、マンション居住者を積極的に役員として受け入れていく必要があることについての認識を浸透させてほしい。	D	ご意見として伺います。 区では区が委託した事業者が、町会・自治会の現状、課題を分析し、課題に応じた複合型のプログラムにより、課題解決に向けた町会・自治会の取組を総合的に支援しています。引き続き、本事業を通じて、各町会・自治会の課題を分析するとともに、マンション居住者の参加など担い手不足を解消するための支援を行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
93	5	施策の推進	町会・自治会規約の見直しの促進。新宿区には、戦後の復興期から活動を再開している歴史と伝統がある町会・自治会が数多い反面、その規約が当時のまま改正されていない状態にあることが散見される。 町会・自治会規約は新たに入会しようとする者も目にするものであり、居住するマンションの管理規約と見比べて不備を指摘する者もいるため、常に見直しをして、規約を整えることが必要である。新宿区は、町会・自治会に対して、折あるごとに町会・自治会規約の見直しについて啓発してもらいたい。	D	ご意見として伺います。 区はこれまでも、町会・自治会活性化支援として、町会・自治会の規約改正などの運営に関する疑問や困りごと等について、行政書士に無料で相談できる「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業を実施してきました。 引き続き、本事業を町会・自治会に周知する中で、必要に応じて、規約の見直し等について呼び掛けていきます。
94	5	施策の推進	町会・自治会費の振込制度の普及。多くの町会・自治会では、会費の集金に苦労しており、集金担当者に対して集金額に応じた手数料を支給している町会・自治会もある。この町会費について、振込制度を導入できれば、町会の手間が省けるうえに、振込手数料を町会が負担しても上述の手数料よりも安価になる。新宿区は、町会・自治会に対して、町会・自治会費の振込制度導入を積極的に奨励するとともに、区内の金融機関に対して協力を求めてほしい。	D	ご意見として伺います。 区では、区が委託した事業者が、相談を受けた町会・自治会に対し、町会費の集金の負担軽減のため、口座振込、引き落とし、キャッシュレス決済、コンビニ支払い等の導入の支援を行っています。 他の町会・自治会の参考になる事例がありましたら、新宿区町会連合会などを通じて各町会・自治会に共有していきます。
95	5	施策の推進	認可地縁団体に対する認可地縁団体制度の定期的な啓蒙の実施。区内では 10 町会・自治会が地縁団体の認可を受けており、このうち 8 町会・自治会は認可を受けて 10 年以上が経過している。この間に、認可申請当時の町会長・自治会長及び役員、更に、その後任の方々も交代しているものと思慮している。このため、認可地縁団体の中には、地方自治法で定められている事項や自らの町会・自治会規約で定めたルールに逸脱する手続を行っている例が見られる。新宿区は、認可地縁団体に対して定期的に研修を行い、啓発してほしい。	D	ご意見として伺います。 地方自治法で定められている事項や自らの町会・自治会規約により定めたルールを順守することについては、既存の認可地縁団体に対して、様々な機会を通じ、周知を行っていきます。
96	5	施策の推進	認可地縁団体名称に認可地縁団体であることを示す字句の使用許諾。新宿区では、認可地縁団体規約で町会・自治会の名称に認可地縁団体であることを示す字句を付加することについて、止めるように指導している。一方、他の区市町村では、認可地縁団体であることを示す字句を町会・自治会名に付加して、認可地縁団体であることを自覚して活動している団体が目立つ。新宿区は、認可地縁団体に、自らが認可地縁団体であることの認識を持ち続けて活動して貰うための一環として、認可地縁団体規約で町会・自治会の名称に認可地縁団体であることを示す字句を付加することについて、許諾してほしい。	D	ご意見として伺います。 区は、地縁による団体の名称について制限はないものと認識しており、認可地縁団体規約においても、町会・自治会の名称に認可地縁団体であることを示す字句を付加することについて、特別な制限は設けていません。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
97	5	施策の推進	基本条例は充分議論され、パブコメもされているので、今回の素案よりも具体的な「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」をパブコメすべき。ところが、プランのパブコメの予定はない。 「区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。」とある。属人的な規定には反対である。行政と議会の力の差が拡大するからである。議会が計画を定めるとするのであれば、賛成できるかもしれない。	D	ご意見として伺います。 本条例の施行に合わせて策定する「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」は、既に区の行財政計画として、パブリック・コメントの実施を終えている「新宿区第三次実行計画（令和 6 年度～令和 9 年度）」を構成している計画事業及び経常事業等を、町会・自治会の活性化に必要な施策として再編成するものです。 本プランは、条例推進のための施策を庁内各部署が連携し、総合的に推進するための共通ビジョンとして「基本目標」や「施策の方向性」を示すものです。
98	5	施策の推進	条例が理念条例であることから実効性を担保するために活性化施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等促進プラン」を条例施行に合わせて策定するとしているが、そうであるなら条例案と同時に促進プラン案もセットで示し、町会長・自治会長はもとより多くの区民の意見を聴き、パブリック・コメントもセットで行うべきだったのではないか。区がこの条例とプランの策定にあたって住民参加を徹底して行う気持ちがなければ、どんな条例を作っても区民の心に響かないのではないか。 プランの内容が決定的に重要になるため、以下のことを求める。 1「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」の策定にあたっては、条例策定と同等以上に検討委員会での検討や町会長・自治会長との意見交換会などを行い、パブリック・コメントを実施して広く区民の意見を聴きプランに反映させること。 2 プランのパブリック・コメント実施に際して、各特別出張所等の区施設にプラン案を置き、区の広報やホームページ等でもお知らせし、広く区民から意見を求めること。	D	ご意見として伺います。 本条例の施行に合わせて策定する「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」は、既に区の行財政計画として、パブリック・コメントの実施を終えている「新宿区第三次実行計画（令和 6 年度～令和 9 年度）」を構成している計画事業及び経常事業等を、町会・自治会の活性化に必要な施策として再編成したものです。 本プランは、条例推進のための施策を庁内各部署が連携し、総合的に推進するための共通ビジョンとして「基本目標」や「施策の方向性」を示すものです。

99	5	施策の推進	地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すためには、「町会・自治会のコミュニティの活性化」で十分なのだろうか？そう疑問を抱く理由は、現在町内に 2 つの課題を抱えるためだと思う。第一の課題は、現在計画中のマンション建設についてである。表通りに面しマンションが建設される計画であるが、建物の設計図を見ても通りに面して狭い入口があるのみで、地域住民と交流できるような仕組みがない。近隣住人としてどうしたら当該マンション住民とコミュニケーションが取れるのか、今から頭を悩ませている。町会としては、マンション建設事業者とも協議を行いたいと考え、町会員向けの説明会の実施を依頼した。説明会実施の際には 25 名ほどの町会員が集まり、多くの参加者より発言があった。19 項目の要望事項等をまとめてマンション建設事業者に提出したものの、コミュニティ形成に繋げられるような前向きな回答を得ることはできなかった。高層マンションが建つだけで大きな不安を抱いている中、こちらからの要望事項等に対し、「事業収支や商品の企画」を理由にまちとの交流を拒絶するような通り一遍の回答が届き、まちが分断されるような寂しい気持ちを抱いている。 区長トークの質問の際には、「建築紛争条例に基づく申し立てを」との助言を頂いたが、できれば友好的なコミュニケーションを図りたいというのが町会の希望である。建物というハードの更新は、地域コミュニティのソフトの更新に直接的な影響が出る。そのため行政には、建物の更新時に、コミュニティ形成に繋がる仕組みづくりを促進させるために、建築主に対し、具体的な取組について指導を行ってもらうとともに、建築主または地域住民が利害関係者以外のコミュニケーションのためのプランナーを採用できるよう支援してもらいたい。高層マンションの建設が町内の課題となる一方で、新たに建てられた建物が地域との交流を生み出す機会になった好例が「青豆ハウス」である。この事例のように、建物の更新は、本来コミュニティ形成の大きなチャンスになり得るはずである。「青豆ハウス」以外にも「都電ケーブル」「池袋リビングループ」の例のように、地域コミュニティ活性化のために民間業者として寄与している。このような事業者を積極的に誘致できるような仕組みを取り入れるだけで、地域コミュニティ活性化の活性化に繋がり、町会・自治会に担わせてい	D	ご意見として伺います。 条例施行後は、新築マンション建築時に「町会・自治会との連絡先報告書」を提出していただき、町会・自治会とマンションとの連携のために利用させていただく旨を明記して、町会・自治会と連携を図れるよう働きかけていきます。 生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあると認識しています。 本条例では、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すためには、区や区民をはじめ、民間事業者も含め、地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組む必要があるとしています。 区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 本プランで体系化した施策を総合的に推進する中で、町会・自治会の安定的な組織運営に向けた支援を行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
			る負担を軽減することができるのではないだろうか。 　第二に、私が考える町内の課題は、再開発で建設されたマンションに町会・自治会が設立されていないことである。再開発事業が行われたが、そこには未だ加入すべき町会・自治会が存在しない状況が続いていると聞いている。今年の祭礼の際に、マンション内に建てられた神酒所に神輿の担ぎ手が一人もいなかった光景は、私にとって大変衝撃的なものであり、再開発事業によって長いまちの歴史が分断され、まちが一つ消えてしまったという印象を持った。これまでどういった経緯があったのか、なぜこのような状況が続くのか、事情は存じ上げないが、地域コミュニティ形成を町会・自治会という自主性を尊重する組織にのみ担わせることの危うさや、事業採算性を重視せざるを得ないディベロッパーにまちづくりの重要な役割を担わせることへの疑問を感じざるを得ない。		

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
100	5	施策の推進	町会の運営は現在どこも少人数で行っている状況であり、町会への加入を促進され、加入者が増えたところで、運営に支障が出ることが懸念され、加入者が増えることは迷惑であるとさえ考える町会も少なくないと感じる。 町会に加入し、運営に協力する会員が増えるのは望ましいが、加入だけをして活動には非協力的でありながら、強い意見を主張するような人が増えては、町会の活動に支障が出てしまう。 かつてまちには八百屋、肉屋、魚屋など小売り商店の店先、喫茶店、スナック、居酒屋などの飲食店や、パチンコ、ビリヤードのような遊技場、その他多様なコミュニケーションの場が存在し、多様なコミュニティが存在し、時には隣人、時には商売相手、時には組織の長と会員など、人々はその時々の関係性によって強く弱く複雑に絡み合いながらコミュニケーションを取り、まちを作り上げていた。 地域コミュニティの活性化は、地道で日常的なコミュニケーションがなければなし得ないのである。 コミュニティの活性化は、経済合理性と反する部分が多く、民間事業者にとっては大きな負担となることが多い。行政には、その負担軽減のための人的、経済的支援を積極的に行っていただきたい。 地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すためには、町会・自治会を活性化するだけでなく、その地域を訪れる人、働く人、周辺の地域に住む人と様々なコミュニティが生まれやすい環境の創出ができるよう、行政は民間事業者とも積極的に協議し、具体的な取組について検討してほしい。 100 年後も人の営みが受け継がれ、住む人、働く人、訪れる人、まちに関わる全ての人々が、心身ともに健康で幸福であり続けられるまちが作り上げられ、この新宿の地に根付くことを切望する。新宿という地は、経験への開放性が高く、世界中から有能な人材が集まるための大きな可能性を秘めている。人が惹かれるまちには世界共通のルールがあるという。	D	ご意見として伺います。 本条例では、地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すためには、区や区民をはじめ、民間事業者も含め、地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組む必要があるとしています。 区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 本プランで体系化した施策を総合的に推進する中で、町会・自治会の安定的な組織運営に向けた支援を行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
101	5	施策の推進	私は新宿区からの当初の説明時に「あらためて条例化する必要があるのか」と文書発言したところである。すなわち、自治体の目的を自治法ではその主旨として「居住者・滞在者の福祉の健康を守る」と定めているし、新宿区自治基本条例でそれに加えて「事業者等とともに」となっているからである。 そこで、①行政の継続性を堅持してほしい。できた！で安心し、五年十年先「棚に見つかる」ことのないように。 ②．①の保障として「担当部署の明確化」「正規職員の確保とサポート体制」が不可欠である。なぜなら地域の要望は多種多様だからである。疲れた職員では対応が難しくなる。 なお私が町会を引き受けた時はまだ再任用のため役員会は土日に、平日のイベントは休暇で対応した。区職員も居住地では一市民である。町会など市民活動に区として何らかのサポートがあれば、区行政にも生きてくるのではないか。	D	ご意見として伺います。 区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 本プランでは、各担当部署が実施する事業・取組を記載し、条例の施行とあわせて、令和７年度から令和９年度までの期間の中で、社会情勢の変化等を踏まえながら職員の体制も含め、必要に応じて見直しを行っていきます。
102	-	その他	活性化は困難。若者や子どもたちが日本で伸びやかに生きやすい社会では全くなく、活性化は若者や子どもたちが将来を担うために不可欠。しかし高齢化に拍車がかかっている。うちの自治会も、ますます魅力が欠けて年々やり手がなくなり、苦言を呈すると「文句を言うやつが自治会役員やってみろ」とそういう言い方をして開き直り、改善の糸口として真摯に受け取る器が全くない。	D	ご意見として伺います。
103	-	その他	現在違憲・違法下にある町会を、コンプライアンスを順守し正常な状態に戻すべきと考える。マンションは何千人居住していても１票というのは明らかに違法だと思う。回答を希望する。	E	ご質問に回答します。 町会・自治会の規約には、個人の世帯での加入のほか、法人やマンション等の団体は賛助会員として加入できるように規定されているものもあります。その場合、表決権については、団体として一票と規定しているものや、表決権は有しないと規定しているものもあります。 区は、任意団体である町会・自治会へ指導する立場にはありませんが、同じ地域に住んでいる方々が不公平感を感じることがないよう、現在行っている「行政書士による町会・自治会等の運営及び法人化等アドバイザー委託」事業などを通じ、表決権に関する規定等の規約改正を含め、町会・自治会等を運営するうえで生じた疑問や相談に対応してまいります。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
104	-	その他	富久町の４町会は役員の高齢化やマンション建築に伴い町会員の減少が顕著である。町会の盆踊りや餅つき大会等行事も１町会での開催ができなくなっている。 そこで富久さくら公園の４号線道路の隣接地が空地となっているが、道路完成時には、仮称「富久ひろば」として、是非使わせて頂きたいと思う。４町会合同で、子どもも大人も楽しく交流できるコミュニティ広場として開場してほしい。 都との交渉等が必要で簡単ではないが、住民のために是非お願いしたい。一部ドッグランになる等のうわさが絶えないが、有意義な使用の検討を要望する。	D	ご意見として伺います。 富久さくら公園の隣接地の空地は、都市計画道路と区域が重複している都市計画公園富久の再編のための代替用地の候補地の１つとして考えており、取得について都と協議をしています。 なお、区では、公園の整備に際して、通常、意見交換会やアンケート調査を実施するなど、地域の意見やアイデアを活かした公園づくりを行っており、今後の公園整備においても、同様に取り組んでいきます。
105	-	その他	１人１人が個人として尊重されるという前提で地域社会が形成されることを基本に据えて考えたい。町会が戦前の隣組になってはいけない。互いを認め合い困ったときに正しい手助けができること。憲法13 条、14 条を生かした取組を目標にする。 子どもの貧困、外国の人達とのつながり、見えにくくなっている格差など、地域が抱える問題は多い。それを町会や隣人だけに任せるべきではない。ワンルームマンションの規制、不登校、ひきこもり…など。行政が制度として住民を守ってこそ、コミュニティ活動は進められる。	D	ご意見として伺います。 ご指摘のとおり、子どもの貧困など地域が抱える問題は多様であることから、本条例の制定を機に、区、町会・自治会や様々な地域団体が協力、連携し、地域コミュニティを活性化し、暮らしやすいまちの実現を目指してまいります。
106	-	その他	近隣の町会と自町会の行事を比べてしまうことになるが、同じ町会費でも行事が少なく、不公平感がある。それだったら、町会に入る意味があるのか？町会加入の有無に関わらず、全ての住民に公平に情報が行き渡るようにしてほしい。（一斉通知等にしてほしい。防災無線は聞こえない） 会長は夜忙しくしているようだが、なるべく会長の負担を減らしてほしい。でないとなり手がいなくなる。（金銭面、時間面の負担を考えオンライン会議等にしてほしい。飲み会の回数も減ると思う） 災害時に、町会員とそうでない住民の方々が差別されることのないよう願っている。	D	ご意見として伺います。 本条例は町会・自治会への加入を前提とするのではなく、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携を促していくものです。また、住民への情報発信は、区公式ホームページや広報新宿等で行っています。 区では、区が委託した事業者が、町会・自治会の現状、課題を分析し、課題に応じた複合型のプログラムにより、課題解決に向けた町会・自治会の取組を総合的に支援しています。引き続き、本事業を通じて、各町会・自治会の支援を行ってまいります。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
107	-	その他	このまちに暮らし、70 数年が過ぎた。そこで考えたのは、住みよいまちとは、暮らしやすいまちとは？ということ。人それぞれであるが、つまるところは人の顔が見えるまちということになるのではと思う。いくら美しいまちであっても、のっぺらぼうのまちでは通り過ぎることはできても、暮らすことはできないと思う。ここ新宿もちょっとのっぺらぼう化が進んできた。まだ向こう三軒両隣的に暮らしているが、放っておいたらすぐのっぺらぼうだろう。そんなのっぺらぼう化を止めるのが町会の役目と思うところがあるが、「町会のいいところは？」とたまに聞かれるが、人の顔がわかるコミュニティと説明する。役員の人材不足は否めないが、結構みんな熱く（冬も同様）動いているからたいしたものである。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 この条例は、区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的としています。
108	-	その他	条例には賛成できない。 町会や自治会は住民自らがその必要性を感じ、その役割を真に理解して生まれるものと考えている。私も以前は町会の役員を経験したが、町会を構成している人は老若男女すべてから出ているわけでなく偏りがある。また、町会長のワンマン独裁で町会をやめる人もいたりで、町会が区民の総意ではない。このことは強調して理解していただきたいところである。	D	ご意見として伺います。 本条例は地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を図る趣旨です。
109	-	その他	パブリック・コメントに意見を提出できる人を制限すべきではない。意見の提出を制限することは町会・自治会の理念に反することである。新宿区（行政）としても、以下の理由で制限は外すべきである。町会・自治会への参加する／しないは、その人が判断することで、町会・自治会の判断は最小限にしなければならない。町会・自治会の目的、役割に共感する人は誰でも参加が認められるべきである。 どのような意見が出されても、区担当者は意見を「その他の意見」に分類し、素案とは関係ない「その他」とし、無視することができる。「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」に掲載しないことも可能である。意見を述べることは時間、手間がかかるので、パブリック・コメントをする人は少数である。制限を外しても意見の件数はほとんど増加しないで、区担当者の手間はほとんど変わらない。 「パブリック・コメント」はパブリックの一人としてコメントをするのだから、誰でも意見を提出することができなければならない。利害関係のある／なしを判断するのはコメントをする人である。パブリック・コメントをする人を新宿区は、裁判所が「原告不適格」を理由に門前払いをするような制限をすべきではない。	D	ご意見として伺います。 パブリック・コメント制度の趣旨は、意見や情報を提出する意思のあるものであれば、だれでも提出できるという考えですが、区としては、区民との協働による開かれた区政の推進を目的としているため、区民を中心に、公表案に利害関係を有するものについても、意見を提出することができるとしています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
110	-	その他	町会・自治会の関係者が、町会・自治会は地域（コミュニティ）の中心的な組織と考え、活動されているのは自然だが、地域の人が同様に考えているかどうかは分からない。町会・自治会は同志の集まり、任意団体のようなものだと私は考えている。マンション管理組合が建物の維持管理に重要、必要なものと考えている人の方が、町会・自治会のコミュニティに必要なものと考えている人より（遥かに？）多いだろう。都会で暮らす人の中には、ホテルのような暮らしを求め、コミュニティとの関わり合いを全く求めない（避ける）人もいるだろう。自分の生活にあった地域を転々と移動する人もいるだろう。学校選択制を導入した教育委員会も、地域はつくるものではなく、選択するものと考えているのかもしれない。	D	ご意見として伺います。 ご指摘、また前文に記載しているとおり、新宿区は様々な方が活動する多様性のある自治体です。本条例の制定により、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、多くの方々にとって暮らしやすいまちを実現できるよう、今後努めてまいります。
111	-	その他	素案では議員／議会の役割に触れておらず、避けている。行政、議会の関係の決定権は町会・自治会にあるので、町会・自治会の立ち位置を明確に定めてほしい。 議会が条例、予算を決め、それに従い行政が事務を行うのが本筋だが、議会よりも行政の方が優位な状態である。この素案により行政は議会より優位になる。 町会・自治会が行政からの独立性を強く主張するのであれば、議会との関係は重要になる。議会からも独立するには、議会の作る条例で町会・自治会を位置付けるのは避けた方がよいだろう。 いずれにしても、町会・自治会を新宿区の中に位置付けるのを希望するのであれば、素案の背景にある唯我独尊的な考え方を改める必要がある。	D	ご意見として伺います。 議会と区は、それぞれ独立した立場であり、お互いに役割を十分尊重しあいながら、区民生活の向上に努めています。 また、町会・自治会は、住民が自主的に組織して活動するものであり、行政組織の中に位置付けることはありません。
112	-	その他	町会の役員を親子 2 代に渡り、輪番で何回かしている友達がいる。今では、役員は 70 代、80 代が中心だそうだ。60 年前は皆、若くて元気だったが、町会会員の高齢化が進んだ結果である。 不動産（自宅）の売買を加速すれば問題は解決するが、住んでいる自分の家を売ることは高齢者には難しいことである。商店街のシャッター通り化も同様な問題である。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会の役員の高齢化、担い手の不足は、課題のひとつだと認識しています。区では、区が委託した事業者が、町会・自治会の現状、課題を分析し、課題に応じた複合型のプログラムにより、課題解決に向けた町会・自治会の取組を総合的に支援しています。引き続き、本事業などを通じて、各町会・自治会の支援を行ってまいります。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
113	-	その他	民泊条例（第４条）では、「区民は、区が実施する施策に協力するよう努めるものとします。」となっているが、第４条を含めて４つの条項の前に「○○の責務」が書かれている。 吉住区長は違法民泊を取り締まるために民泊条例が必要と言われた。私は民泊条例により違法民泊が増えると思い反対した。違法民泊を取り締まるように保健所（担当課）にお願いしたが、忙しくて対応できないのが実状である。民泊条例の施行後に民泊に関する苦情が区民から 1000 件以上寄せられたが、その内容は個人情報を理由に教えてもらえず、苦情に対する新宿区の対応は行政運営情報を理由に教えてもらえない。虚偽の申請をして登録した民泊の取り消しを求めたが、「未来志向で、過去は問わない。そんな余裕はない。組織を潰すつもりですか。」と担当者に言われた。私は「それは区民に言うことではなく、必要な人員を配置してくれない区長に言うこと。」と反論した。このような状況では区民としても責務を果たすことができない。	D	ご意見として伺います。
114	-	その他	条例により町会・自治会活性化のような実行不可能なことを強要するのは止めてください。町会・自治会への参加は任意、自由意思であることの確認を求める。	D	ご意見として伺います。 本条例は、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携を促していくものであり、町会・自治会への参加は、任意です。
115	-	その他	シャーロック・ホームズの兄のマイクロフトが発起人の一人であるディオゲネス・クラブは、コナン・ドイルが造形した架空のメンズクラブだが、クラブメンバーが沈黙を貫き通し、クラブの他のメンバーと目線をあわせてもいけないし会話をしてもいけないようなクラブは、暮らしやすいまちの実現に取り組まない団体なので、素案の対象外か。	E	ご質問に回答します。 小説における架空の団体については判断できかねますが、地域活動団体とは、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいいます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
116	-	その他	一般の企業体・事業体においては、その企業体・事業体等の継続成長・発展のために、変更・改良・改革をしなければならない諸事項の問題解決への努力がなされているのが現状。新宿区役所地域コミュニティ担当部門としては、情報連絡事項のスムーズな周知と徹底・実施・実行等があると思われる。各町会・自治会等も、その地域の特性により種々異なるのは当然であるし、各町会・自治会等で無理をしない範囲での各種の運営方法があって当然のことである。地域コミュニティ担当部門も、各町会・自治会の内部の諸事情も種々違うために、町会・自治会の内部運営の組織上の問題まで立ち入ることは、はばかられると思う。私達は「自助」（自分のことは自分で）、「共助」（隣人との助け合い、協力し合う精神で）、「公助」（過大な期待をあてにしない気持ちを持つこと）の気持ちを持って、「自助」、「共助」を日頃より心掛けていきたいと思う。	D	ご意見として伺います。 区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
117	-	その他	町会長、自治会長、町会・自治会の役職員の長期間の継続を改めて、数年ごと（例えば３～５年ごと）の役職変更・交代をする「輪番制」にすることにより、町会長、自治会長、町会・自治会の役職者等の人事職務の活性化を図り、既存会員の役職者への新規参加と新加入の増加率の向上を指向することが可能になる。現状の長期継続の役職者は、体制上の弊害を理解していないと思慮される。町会長、自治会長、役職者の「名誉職」としての個人の「生きがい」、「やりがい」から脱却して、誰にでもできる職務内容とすべきである。専門職である必要はない。 町会・自治会の役職者等も、現役を引退した高齢者、自営業者等による町会・自治会諸業務への参加可能者、現在業務に従事している現状担当者（業務の都合で「打合せ会議」や「諸催事行事」等への不参加等もやむをえない場合もあるが…） 結論として、これらの人で「車の両輪」のごとく協力体制をとることにより、効率・効果の「二重相乗効果」が生じる。以上の事項も、前述した「輪番制」により「効果と効率」が生じる。 マンション管理組合の町会・自治会の参加・加入率の向上も、各マンション管理組合より「輪番制」による担当役職者の依頼等により、自己の組合・団体の意見を反映させることにより、加入率の向上につなげられると思われる。 町会・新宿区役所の「合同掲示板」においても、各種行事及びその他の諸々の事項の「意見」「提案」「投書」を取り扱う、容器で掲示板内に収めることのできる薄い「封筒」、例えば「容器」等があればいいのだが…。この設置により、日頃から町会・自治会諸行事への関心を持っていただきたいと思う。 「年次総会」においては過年度と次年度の業務遂行と会計・経理の報告等、新規役職者の紹介等があるが、大切なことは「その他の事項」として町会・自治会諸会員の日頃より思っている事柄の疑問点、アドバイス、提言等々をくみ取る（吸いあげる）こと、そしてその事項が実施可能な事項なのか、次期（次年度）役職者への検討課題とすべきかを話し合うこと。 できるだけ多くの町会・自治会会員の「総会」への「出席・参加」を募ること。「公務掲示板」及び配布資料等により行うこと。 「総会」後は「懇親の場」を設け、会員相互の「連携」と「親睦」を広める「場」でありたいと思う。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会の役員等の任期の規定については様々ですが、高齢化や担い手の不足といった課題があることから、「輪番制」などで成功した事例などがありましたら、各町会・自治会へ紹介してまいります。

118	-	その他	富久クロスは地元の人達が 20 年以上の歳月をかけて完成させた市街地再開発事業であり、1200 戸のマンションと商店、スーパー、医院、こども園等が存在する一つの「まち」である。数多くの新規移住者、外国人等を含め、「マンション内のコミュニティ形成」を考え、階別に 2 名の防災委員（3ヶ月交代）を配置し、階別に知り合うことから始めた。（「富久クロスの表」制定） この時、西富久町会の旧役員が理事会に加入のすすめにきた。議論の末、「町会加入のメリットは「祭り」、ただし 1200 戸に対し組合議決権は 1 票」とのことで、クロスとしては加入を見送ることにした。（その後町会としても 1 票は譲れないとのこと） この件は今日まで尾を引いていて、クロスとしては未加入である。 理事長退任後、直ちに地域コミュニティ形成に取り組んだ。まず手始めに、近隣マンションにあいさつまわりから始めた。訪問すると、どのマンションも驚いて歓迎してくれ、文句を聞かされた。“町会は祭りばかり”で、マンションの悩み（耐震化等）を聞いてくれない。全戸一括加入しているが、付き合いで仕方がないから加入した。 私は近隣マンション 8 棟と「富久マンション交流会」を立ち上げ、町会体制の一新に取り組むこととし、反主流派幹部と相談を始めた。町会は昭和 28 年（1953 年）設立以来 60 年以上、地域住民主体で運営されてきたが、最近は“祭り”中心で、あとは行政の下請的仕事中心であり、大半がマンション（加入 643 世帯中個人は 6 戸）となっているのに気が付かない。反主流派幹部とマンション出身役員が中心となり、総会前に全役員辞任、新役員選出で一挙に幹部一新、新体制とした。（私は副会長）その結果が目標としての「住みたいまち Tomihisa」であり、2017 年 6 月のニュース第一号の発刊、ふれあい夏祭り、富久さくらサロン解説、マンション交流会の開設等、町会のイメージ一新を図ってきた。特に人材不足に関しては、昨年より「東富久町会」と共同で「健康長寿キャンペーン」を実施、「富久さくらサロン」と同様に、フレイル予防、認知症予防に役立っている。 富久町町会の設立の提案について、現在 4 町会あるが、一つの町会にまとめ、従来の町会「部会」として残す。当面の運営は従来通りとして、5～10 年かけて一つの町会として一本化する。（会費、体制、イベント…）これにより人材不足、町会としての活動不足が解消する。ただ	D	ご意見として伺います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
			し、区の支援体制も抜本的に変わらなければならない。		
119	-	その他	富久町町会全体をカバーする「情報センター」を「富久さくら公園」横の空地（区所有地）に 300 平米程度で開設する。（２～３年後） この情報センターで「条例素案」にある地域コミュニティ（イメージ）の全団体の情報を統合し（第一次受付）、センターに来れば全て解決する体制とする。（災害時情報収集含む）　現在「さくらサロン」では毎月社協、高齢者統合センターより担当が来ると同時に、「民生委員」も出席、来場者への情報提供、悩み事相談を受け付け、安心感を与えている。（スペース不足）富久町全員の「居場所づくり」と「情報センター」を目指したい。ただし、区の体制が現在の縦割り体制（予算含む）では不可能であり、「情報センター」の位置付け、運営方法（自治）、権限を含めて、抜本的に見直す必要がある。（例えば高齢者施策に事業は 167 あるが、私が理解しているのは 30 程度）	D	ご意見として伺います。 特定の町を対象とした施設の開設は考えておりませんが、区は、本条例に掲げた目的を実現するため、全庁横断的に検討し、必要な施策を体系化した「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を条例の施行に合わせ策定します。 本プランでは、条例の施行とあわせて、社会情勢の変化等を踏まえながら職員の体制も含め、必要に応じて見直しを行っていきます。
120	-	その他	町会は任意団体なので、加入する・しないは区民の自由意思に委ねられている。区が町会への参加や協力を条例で強制することはできないはず。	D	ご意見として伺います。 本条例は区民に町会・自治会への加入を前提とするのではなく、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を図る趣旨です。
121	-	その他	加入率の低下や担い手不足が課題とのことだが、民主的で魅力的な町会運営をされている町会では、世代交代も順調に進み、加入者も減っていない。 町会長や役員の中には町会を区の出先機関だと誤解して、区への協力を強いたり、高圧的な態度でまちの人々に接している。町会費の使い道も透明ではなく、総会などで追及されるとどなりちらす会長もいて、町会への関心を失い退会する人も出ている。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会運営に必要な情報を項目別にまとめた「新宿区町会・自治会おたすけブック～組織運営編～」や他の町会・自治会に参考になる事例は新宿区町会連合会などを通じて各町会・自治会に共有することで、町会・自治会の運営を支援していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
122	-	その他	区長トークの際、町会・自治会への財政支援についてはプランの中で考えるとの答弁があったが、町会・自治会そのものに補助金や交付金を支給するとなると、監査の対象としなければならず、それは町会・自治会にとっても負担となるためふさわしくない。町会・自治会に対する財政的支援として現在も行っている地域コミュニティ事業助成を更に使いやすくして、特別出張所がこれまで以上に申請の勧奨や手続きの支援を町会・自治会に対して行うことが有効。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 地域コミュニティ事業助成について、令和６年度は、様式の簡素化、自動計算書式の作成や11地区全体で補助金の残額がある場合、助成を必要とする他の地区で有効に活用できるよう事業の見直しを行っています。 今後については、今年度の応募状況や、現行制度における改善点を整理し、地域コミュニティの活性化を一層支援できるよう、検討します。
123	-	その他	マンション等管理者の連絡先等を物件に標示する要望が、百人町三丁目町会から出されているが、それは町会員の総意ではないこと（町会に説明した＝区民の同意ではない）。2024 年４月以降、改正運用されたことから、登記簿謄本を取得すれば管理所有者の連絡先が分かること。マンション等所有者が個人事業主もしくは小規模事業者の場合、個人情報が脅かされることから、物件への表示は任意規定とすることを要望する。個人情報保護法を無視した規定を新宿区が強制する場合、不測の事態が発生した場合の個人情報保護対象者への補償・賠償を具体的に条例に設けることをしなければならない。新宿区は情報漏洩裁判で、負けていることを熟考すること。	D	ご意見として伺います。 マンション等管理者の連絡先等を当該物件に標示することを、本条例に規定する考えはありません。
124	-	その他	町会・自治会における優越的地位を悪用したハラスメントの防止。町会・自治会(所属会だけでなく近隣の会を含む。以下、単に「会」という。)の繋がり及び活動の名目で、会の役職者が特定の住民に接触し、その優越的な地位を背景にハラスメントを行うという事案が発生している。したがって、その実態調査及び防止策を求める。相談窓口の設置。会内で起きた上記のような事案に対しての専門の相談窓口設置を求める。	D	ご意見として伺います。 町会・自治会活動についての専門の相談窓口の設置予定はありませんが、無料の弁護士相談や人権・身の上相談を実施しているので、活用を検討ください。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
125	-	その他	社会保障が充分でなかった時代は、家族の血縁、地域の地縁の助け合いが生存になければならないものだった。新宿区のような地域でも昔の名残があり、それを基盤に町会・自治会の活動が可能だった。 個性が発達すると家族（家制度）が崩壊し、親子は別居し、結婚が不可能になると苦沙弥先生は痛烈に風刺しているが、かなり正しい。 技術、流通が発達すれば、単身での生活も不自由はなく、自由な生活が可能になり、結婚しない人の割合は増加する。 医療の発達により幼児の死亡率が下がり、少子化が進んだ。その他の理由も加わり現在はさらに少子化が進んでいる。	D	ご意見として伺います。

126	-	その他	建物の不燃化、耐震化が進み、「逃げないですむ新宿」の実現に向かっている。それでも想定外のことが起きるのが災害である。 自立している限り、キリギリスのように生活をエンジョイできる。加齢は不可避で、想定外の病気になるリスクがあるので、社会福祉は必要である。 その結果、家族が崩壊するように、町会・自治会の基盤がなくなり、存続が不可能になる。30 年で世代交代が起きるとすれば、毎年数%の割合で町会・自治会の組織率が低下することは避けられないだろう。それを活性化推進条例で止めることはできない。 リスクに備えて、安心・安全を保証するシステムとして行政機関が機能しなければならない。 労働組合の組織率が低下していることに危機感を持っている人はほとんどいないかもしれない。社会主義が資本主義に比べて経済的効率が悪かったことが影響しているかもしれない。 選挙の投票率も下がっている。投票率を上げるために広報車が区内を走りまわった時代もあった。政治に対する関心、期待が低下したことが原因と思われる。戦後、保守党の政治が長く続いていたことも影響しているかもしれない。あるいは、日本の文化が変わる事ができなかったことが背景にあるかもしれない。 少子化が急速に進んでいる。これも世界的な傾向だが、韓国、台湾は日本以上に深刻な問題のようである。 労働組合組織率の低下を防ぐための立法化には保守党は反対するだろう。選挙投票率を上げるための条例化の話も出てこない。少子化対策で産めよ増やせよの政策、出生率の目標の設定は戦前の悪いイメージがあり、評判が悪く、取ることができない。 町会・自治会の加入率の低下と労働組合組織率の低下、選挙投票率の低下、少子化とは同じ原因、背景があるかもしれない。私は関連性は高いと考えている。 町会には戦前の隣組のイメージがあり、自治会には組合的なイメージがある。かなりイデオロギー的側面があり、中立的な条例化はかなり難しそうである。また、町会・自治会の加入率が組織率の低下に関連性があるとすれば、条例化で活性化するのは無理である。 ヨーロッパの国の中にはコミュニティの復活、中心市街地の活性化に成功してい	D	ご意見として伺います。 本条例は、地域コミュニティの中心的な組織である町会・自治会の活性化を図ることにより、安全・安心で快適な暮らしやすいまちを実現するために制定するものであり、自治基本条例に記載されている地域自治組織のあり方について、新たな議論や検討を行うものではありません。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
			る国もあるようなので、町会・自治会の活性化は不可能ではないかもしれない。 ただ、素案の活性化は過去を理想化しているだけで、その分析はしていない。それでは町会・自治会の活性化は無理である。 新宿区は新宿区自治基本条例を2011 年に制定した。その条例の（地方自治）第 21 条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。とある。今回の素案には新宿区自治基本条例以上のことは書かれていない。		
127	-	その他	町会員の為というより町会役員の為の町会運営。悪くはないが本来の町会の目的に戻るべき。 役員の意識改善が必要。意見を言っても返事無し、検討無し、採用無しの実態である。 ・ホームページに意見を述べてもレスポンス無し（ここ１年の状況）。 ・班長の集金業務を解消するため、口座引き落としを提案してもレスポンス無し（区長の町会では口座引き落としの事例を紹介）。 新年会会費を事前に持参しなければならず、会員、役員の双方に余分な負担がかかり、盗難のリスク回避の提案をしてもレスポンス無し。 ・地域見守り協力員連絡会（２月２９日）の情報を連絡してもレスポンス無し。 ・ブロック長に意見を言っても、『他の班の事は関知しません』で NG。 ・私なりの活性化施策（パワーポイント作成）を渡しても、捨てられる実態。いつでもお渡し可能。	D	ご意見として伺います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
128	-	その他	吉祥寺で生まれ育って約 80 年、武蔵野市には、町会・自治会はなく、私は退職後、「南町コミュニティセンター」の運営委員として地域のために尽くしてきた。ただし、今回新宿区の目指している「地域コミュニティイメージ」と全く同じ組織で、南町の全団体が毎月 1 回「南町コミュニティセンター（地下 1 階、地上 3 階）」に集まり、「情報交換会」を開催して、それぞれの情報共有を図ってきた。しかし残念ながら、市役所側の体制は（予算を含む）、縦割りでそれぞれの組織は市役所関係部門の意向に従い「センター運営委員会」は情報交換程度であり、独自のコミュニティ施策はできず、ニュースの発行、部屋貸し程度の活動に終わった。（祭りは商店街単位、イベントは市役所主催・協賛）今回の条例の「基本理念」「役割」「責務」「推進」等を読んで、私が経験してきた二の舞にならぬよう願いたい。私が移住して約 8 年、「地域コミュニティ形成」「町会改革」を参考に、「新宿区独自の地域コミュニティ形成」を 30 年後の 2050 年を目標に活動することを期待する。	D	ご意見として伺います。
129	-	その他	私は大久保通りの個人商店を利用しない。生協、三徳での買い物がほとんどである。ただ、最近の物価高で、少しでも安い果物を買うためにアジア系（？）の「やおや」を利用している。 50 年位前に（？）木村書店がなくなり、先月末、70 年位前から利用していた大盛堂が閉店した。最近は NHK テキストの購入くらいになったが、この程度の利用では商売にならないのだろう。これで、新大久保商店街振興組合の書店はなくなった。図書館が充実し、出版から数年経てば古本になり 1/3 くらいの値段で買えるので、それを利用している。量販店との競争に負け、電気店もなくなった。商店街の個人商店は存続は難しいようだ。	D	ご意見として伺います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	区の考え方
130	-	その他	区の業務の民間委託（保育園、図書館、地域包括センター、高齢者施設などの指定管理者など）、民間代行（建築確認、ごみ収集）などが進められている。介護保険制度では医療保険制度にならい、保険料の収集だけを行政が行い、介護保険サービスの提供は民間事業者に任せている。 区の行政処理も住基ネット、個人番号関連のアプリも国が提供しているものを利用するようになっていると私は想像している。 計画事業の基幹業務システム基盤の整備により、ガバメントクラウドの活用により、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピューター（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費縮減が進められている。その結果、いずれ、新宿区職員は国のクラウトサービスの画面にキー入力するだけの単純、下請けの端末操作をするだけになるだろう。 計画事業の公民連携（民間活用）の推進では、民間提案制度の実施、民間提案制度による事業提案に向けた実証実験の募集など、具体的な年度計画が書かれている。新宿区の行政は事業提案までを民間に依存するようになるだろう。 近い将来、区職員の仕事が単純労働化された暁には、単純労働の区職員は派遣に置き換えられ、大幅な定員削減が行われることは不可避である。AI に取って代わられるかもしれない。	D	ご意見として伺います。

3　区長と話そう～しんじゅくトークにおける意見要旨と回答要旨

令和６年７月 18 日（木）から令和６年７月 26 日（金）にかけて実施した、（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）に関する区長と話そう～しんじゅくトークにおける質疑応答の要旨をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見数　48 件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項　目	説　明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、条例の構成のどの項目に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、区民の皆様からのご質問に対して区長が回答した発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について【補足】として、追記しています。（条例（案）への反映等については、A～F で示しています。 A～F の分類については、パブリック・コメント実施結果（概要）（P.2）をご確認ください。）

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
1	2	総則	条例素案の中に、事業者ではなくて、町会・自治会・商店会という３つを中心に持ってきていただきたい。	B	町会と商店会で同じ名前を使っているところもあり、常に一緒に連携しながら活動しているところも見られます。町会と商店会は地元に根を張って活動してきているという意味では、非常に親和性の高い団体ですので、どういうふうに文字の表現ができるか考えていきたいと思います。
2	3	役割	条例について、条例が施行された後、どう周知をして、皆さんのご協力をいただいていくのか、実効性が一番大切だと思う。 各種主体の役割があるが、地区協議会はこの真ん中にある。ついては、今後も地区協議会の支援を、町会と同様にお願いしたい。	B	１点目、どのようにこの理念を実現していくかについてです。区の役割、責務として、いわゆる「町会・自治会活性化等推進プラン」を、条例と併せて策定をしていきます。この推進プランを実施することで、条例で定める目標の実現に近づけていくということになります。しっかり区の責任として、地域の皆さんと協力をしながら進めます。 ２点目、地区協議会も町会の皆さんや他の団体の皆さんと非常に円満に活動されていますので、今後も地域のキーとなる組織として活躍していただけるよう、区も期待しております。
3	3	役割	小中学校・高校の役割のところは、全体から見るといわゆる長期目標で、地域の、世代を通じた継続性が大切。これがうまく回っていくと地域が発展、継続し、地域の文化が継承されていく。子どもを媒介にした活動が協力してもらえるチャンスだと考えている。小中学校で、地域の活動に参加するような促しがあると、地域の継続性が生まれる。	B	おっしゃるとおり、自分の関心があることに参加をすることが、その地域に溶け込む最初の第一歩になると思います。子どものときにそういう経験をしておくと、大人になってからボランティアに参加する心のハードルが下がりますので、有効だと思います。そういう意味でも小中学校、あるいは高校との接点ができるように、素案の中に入れています。 地域で受入れの土壌があるということが、参加者にとっても安心できる状況だと思います。
4	3	役割	マンションの建築主について、最近新しく建てるところでは、町会で説明会など行われることが多くなったが、外国籍の方だと町会に入会しない方が多いので、強制的な入会をお願いしたい。	D	町会への加入は任意の加入になり、義務づけは判例もあるためできません。一方で、今までですと建てる最中は、地域のお祭りに奉納を持ってきたり、地域の行事に顔を出したりやってくれていても、建築主に引き渡すと、連絡が途絶えるということが繰り返されてきましたので、その改善も条例の狙いの中には入っています。 また、区内はいろいろな物件がありますが、全部と付き合おうとすると町会も疲れてしまいますので、付き合っていきたいところを選んでもらうのもいいかと思っています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
5	3	役割	条例の主目的の中で、今後マンションができるものに対して施工前にと書かれてはいるが、この条例ができたときに、遡及適用はできるのか。 建築主に対して連絡先を届け出てもらう仕組みをどんなふうにするのか。 住宅課で平成 28 年にマンション実態調査をやっているが、そのデータを目的外利用できるのかどうなのか。今回の条例策定の中でもアンケート調査を利用して名簿を使っているが、目的外利用の統計法上の問題がなかったのかも併せて聞きたい。	E	今回の条例の中では既存の建物については、努力義務規定ということになる予定です。建築主が建築確認の際に出されているものについては、目的外利用になってしまいますので、そのまま町会に開示することはできないと考えています。マンションの調査を行ったときは、全棟調査をいたしました。区で保有している全てのマンションの場所に郵送等で行いました。回答率が10%か 20%ぐらいでしたので、その後個別訪問をいたしました。その結果、賃貸のマンションを中心として、そもそも連絡先がないという状態であったということは、当時報告を受けております。逆に、管理会社が入っている規模の場所、あるいはきちんとした管理会社が明示されているような物件、例えばワンルームマンションですとそれを明示することが義務づけになっていますので、明らかに現地に行けば分かるようになってはいるのですが、そうしたようなデータはあろうかと思います。 既存の建物については、基本的には区から働きかけをして提出をお願いすることになっていこうかと思います。出てきたものについては、地元の町会の求めに応じて、お示しをするということになっていこうかと思います。 それから、新たなものにつきましては、条例で決まった場合には、義務になりますので、漏れなくやっていただくと考えております。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
6	3	役割	各主体の役割について、マンションの建築主、マンションの管理者等についての説明が記載されている。 地域コミュニティの活性化に向けては、マンション等建築主、あるいはマンションの管理組合の役割も非常に大切だと理解しているが、いずれにしても町会の加入率を向上させたいということが、非常に大切と考えている。 大型の分譲マンションは管理組合がしっかりしているところが多く、困り事は全て管理組合で完結型に対応できているのかなと思う節があり、そうすると町会との接点を積極的に持つという姿勢にならない側面もあるかと思う。 そのため、マンションの建築主、あるいは管理組合等のことに関しては、十分理解し、認識していただき、町会との接点を持っていただきたい。町会も尽力はしているが、行政も、さらにこの辺を力強く進めてほしい。	B	今後、ルールができていったときに、マンションへの手紙の配布やお知らせの掲示ができる関係性が作れていくと望ましいと思っています。地域の行事のお知らせをして、そこに参加した方々、何度か来ているうちに自分も町会に入ってみたいとなったらいいと思っています。緩やかなつながりを保ちつつ、必要なときには協力し合えるような関係を、まずは作っていくことが重要ではないかと考えています。
7	3	役割	小さいアパートなどは管理人がおらず、管理会社の連絡先が貼っていないため問題発生時に連絡できないところがある。 近隣のごみ集積場所では不法投棄が頻発しているので、この条例の中でアパート等の管理者の連絡先が見えるように貼ることを義務付けてもらいたい。	C	区では、ふれあい指導員が巡回しており、ごみの中身を調査することで、出した人間を特定し指導を行うことができますので、ルールを守らない物件があればぜひお知らせください。 現状、中小規模のマンションの建設にあたっては、建築確認を出す段階で、ごみの集積所(補足：建物内に廃棄物保管場所)を必ずつくること、清掃事務所と収集についての事前打ち合わせを行うことを定めています。既存の建物については、別途対応が必要ですが、新築される建物については、事前に対応していきます。 そんな中、問題が生じた際には、どこに連絡すればよいか明示することが有効であるため、管理者の明示について、ワンルーム条例の定義にあたらない小規模のアパートやマンションに対して、どのような対策ができるか研究していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
8	3	役割	大久保地区ではルールを守らない民泊が増加しており、住民が迷惑を被っている。 本条例でも民泊の扱いについて取り上げていただきたい。	C	法改正により、民泊に当たらない旅館業法に基づいた旅館として届出がされる事例が増えてきています。具体的な物件を教えていただければ、そこがどのような位置づけで届出をしているのか、実態を確認した上で対応していきます。現在、区内で 4,000 件という民泊の件数に対し、保健所の担当職員の人数では対応しきれていないのが現状です。国に対しても、新宿区の実態を伝えるとともにルールの改善が図れないか申し伝えていきます。 民泊に関しては、区の民泊条例の中でご指摘を基に研究していきます。
9	3	役割	この素案では私が今回言いたかったことが取り上げられており感動している。 地域としては集合住宅との連携が課題であるため、連絡の調整ができるように行政が関わってくれるのは非常に助かる。	B	マンションの管理組合あるいは管理会社との連絡窓口を確立するということが、本条例の案での目標となっています。 条例を通じて、誰に連絡したらいいのか分かるような関係づくりを支援していきます。
10	3	役割	マンション側の窓口を指定することを義務づけるということだが、今建っているマンションにも適用されるのか。新しく建つところに適用されるのか。	E	本素案では、既存のマンションの管理形態は様々であり、連絡窓口が存在していないマンションがあることが過去のマンション調査の結果明らかになっていることから、既存マンションに対しては努力義務を課すこととしています。
11	3	役割	町会・自治会と地区協議会の両方の団体で活動している人は多いと思うが、地区協議会では、今後どのような立場で活動を続けていけばよいのか。	E	地区協議会は、例えばまちづくりのことや、子どもに関する見守り、防災の活動、あるいはＳＤＧｓについて研究しているところがあるなど、様々な活動形態があります。それぞれ地域性に合わせて、当事者の皆様にとって過重な負担にならないような地域課題に対する取組をしていただきつつ、お膝元の地元の町会・自治会の中で、自分の無理のない範囲で関りを持っていくという形でやれたらいいのかなと思っています。
12	3	役割	説明資料において、コミュニティの真ん中に「町会・自治会」があり、そことつながる団体が 10 個以上あげられているが、町会・自治会がそれらの団体と調整する際に、区はどのように関わってくれるのか。 また、埼玉のほうで、賃貸住宅において町会・自治会への加入を記載した賃貸契約書を見たことがあるが、本条例ではどのように考えているのか。	E	多様な主体と関わり調整することは大変な負担になるため、当面は協力してくれそうなところとつながりを持ち始めるのがいいと思います。場合によっては、区も声掛けをお手伝いする場面があるかもしれませんが、条例では町会・自治会にこれ以上の負担をかけることは目的としていないことから、無理せず各主体と連携していただければと思っています。 賃貸契約については個人間の契約になるため、自治体の条例に基づき整理するものではないと考えています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
13	3	役割	地域での人間関係が希薄になっている原因として、小学校での学校選択制により地域での行事等に参加しなくなったことにあると考えている。	D	小学校の学校選択制は、着任当初は残っていましたが、その後教育委員会との話合いの場を持ち２年間かけて学校選択制を廃止しました。 子どものときに違う世代の大人と接し、自分の友達以外の人としゃべるといった触れ合いの場が減ってきていますので、本条例の中で、小中学校が地域に関心を持つような教育や行事をやってもらいたいということも含めて書いていくような案になっています。
14	3	役割	地域のコミュニティ活動の維持のため、町会の役員が加入のお願いに行くが、マンションが建設されたときに、どのように加入をお願いするか困る。例えば、15 世帯以上のワンルームマンションをつくる際には、町会費の徴収、支払いを義務づけてもらう、せめて町会活動に協力してもらうことをお願いしたい。	D	町会費の支払いは、国土交通省のガイドラインでも任意で支払うものとなっているので、義務付けは難しいと考えます。 条例では、マンションを対象に、様々な義務づけをしていきますが、全ての方が加入してくれるものではありません。まずは、管理がしっかりしているマンションと連携するパイプをつくっていき、いずれ任意で入る方が増えていくことを目指し、参加のきっかけづくりを進めていきます。 一方で、地元の企業もできるだけ町会のイベントへの人的支援や会費の支払いをお願いする等、きっかけづくりの条例としてご提案させていただいています。
15	3	役割	マンションと町会の関わりが難しい問題になっている。タワーマンションが増えているが、セキュリティがしっかりしており、町会員が中に入ることができないため、住人に個別にコンタクトをとることは難しい。条例案では管理組合等が連絡先を報告する義務を負うが、もう少し踏み込んだ関係性を築けるようにしてほしい。町会とマンションの管理組合との定期的な情報交換の場所をつくること、管理組合から必ず町会の役員を出すことを条例に記載した方が、より身近なものになる。	C	各管理組合から町会の役員を出すことについて、町会の総会の議決は町会の一定の役員以上で行うという町会もあり、管理組合から理事を出すなどのルールがあると平等な取扱いができる等、いろいろな方法があります。区としても、コミュニケーションが図れる方法を検討していきます。また、条文のマニュアルなどに記載ができるかも含めて検討していきます。
16	4	区の責務	条例の構成（案）で、前文から始まって施策の推進まで、よくディヴィジョンとしてもしっかりしているものだと思う。 区の責務だが、町会の運営に問題があっても、区が取りまとめることはなく、町会に任せる姿勢だったのが、区で取り上げてくれるというのはすばらしい。この案のとおり、推進してほしい。	B	町会や自治会で様々なトラブルが生じたときに、システムとしてのあり方については、確認して伝えることはできます。 最終的な結論を出すのは町会・自治会で、区が命令的に進めるということは難しいですが、社会の変化や客観的な情勢を伝え、気持ちよく顔を合わせて一緒にその地域で暮らしていくことができるような状態を取り戻すことが重要だと思います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
17	4	区の責務	区の責務の３点目に「マンション等建築主またはマンション等管理業者等から報告を受けた連絡先を当該マンション等が所在する地域の町会・自治会へ提供します」となっている。新しくできるマンションの建築主は、連絡先の電話番号を教えてくれるということか。	C	建築するときの話し合いの事項が、建築後に管理組合に替わった後、管理会社が我々は引き継いでいないという状況を改善するために、このような表記になっています。建築の段階でまず地元の町会と話をすることをルールづけし、そのような状況を無くしていきたいと思っています。
18	4	区の責務	区の責務として「マンション等建築主またはマンション等管理者等から、いわゆる建築の確認申請を受けたときは、事前にその地域の町会あるいは自治会との協議が整ったことを書面で提出してもらい確認した上でないと認可しない」と強い形で出さなければ十分といえないと思うがいかがか。	E	法律で定められた建築確認での絶対条件にしてしまうと、反発を招く可能性もありますので、連絡先をただお伝えするのではなく、事前にきちんと話を聞いてくださいと伝え、その後反応がよくない場合は、また区から、条例もありお話ししているため、もう１回話を聞いてくださいといった働きかけができると思っています。
19	4	区の責務	この条例を実現するため、私どもが活動するための新宿区自治基本条例のようなカラー版のハンドブックを作成して配布していただきたい。	B	区の責務として、条例の理念の周知や、実現に向けてしっかり取り組んでいきたいと思います。 この条例を制定するにあたり、条例制定後に区民や区内で活動する事業者にご理解いただけるような資料づくりを進めていきます。
20	4	区の責務	この地域コミュニティの活性化に向けて、あるいは（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例、まさしくこれはお役所の考えた表現である。 どういう条例になるか分かるような形の広報活動をしていただきたい。 新宿区との新しい取組で、行政も含めて、あるいは町会・自治会も含めて、「こういうふうに今変わるような形でやっている」ということを、分かるような形で広報・広聴活動をしていただきたい。	A	「（仮称）」とはなっているものの、恐らく今言われなかったら、このままの条例名で決定してしまい、読む気が起きないのではと思っています。 ほかの地方自治体で、かなり独得なネーミングの条例というのが結構出ていまして、「この条例は何だろう」と不思議に思って、調べたら、「ああ、そういうことなんだ」という仕掛けは必要だと思いますので、ご提案いただきましたので、どういう発信の仕方をするか、どういう名前にするか、こちらで一方的に決めてもいけませんので、検討させていただきたいと思いました。 今回のこの条例づくりに当たっては、どう発信するかが本当に肝心だと今改めて、気づかされましたので、しっかり考えて取り組んでいきたいなと思います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
21	4	区の責務	本町会では、役員の成り手がおらず、このまま活動を継続できるのかという問題に直面した。本条例では「区の責務」で「～町会・自治会の負担にならないように配慮する」との記載があるが、具体的に何を考えているか教えて欲しい。	E	今年始めた負担軽減の取組として、町会・自治会への町会掲示板への掲示依頼方法に一定のルールを課すなどの改善を行いました。 また、町会長に対応していただいている外部との調整、充て職としての委員就任等の負担については、区としても、法律で推薦しなければならない委員は別としながらも、工夫して集約できるものはないか検討していきます。
22	4	区の責務	「区の責務」はマンションの建築主や管理者等から報告を受けた連絡先をその地域の町会に提供するということだが、提供後の具体的な展開はどのように想定しているか。 防災センターや、管理人室、管理組合の部屋の番号を聞いても、直接意見交換ができず連携が難しい。また、投資用のマンションでは区分所有者が必ずそこに居住していないケースもあるが、その場合は地元の町会とどのように連携するのか。	E	マンション管理者等の連絡先については、マンションと地元の町会の皆さんと接点づくり、まず関係づくりの第一歩として、最初の連絡先が分からないということがないよう、区がしっかり把握し、建築主だけではなく、竣工後のマンション管理者等からも連絡先をいただくことを考えています。 マンション等管理者等として、管理組合や、管理会社、賃貸であれば不動産会社を想定していますが、管理組合の連絡先が仮に防災センターだとしても、連絡先としてつながることで、その後に町会との話し合いを進めていく中で信頼関係を構築し、次のステップに進めるものと思っています。 区がマンション等管理者等から連絡先の報告を受ける際は、本条例における各主体の役割をきちんと説明をした上で、しっかり連携をとっていただきたいことを伝えていきます。 また、町会からアプローチをしたいときに、なかなか話合いに応じてくれないということがあった場合には、当然、地域コミュニティ課や特別出張所もご相談に乗らせていただきたいと思っています。
23	4	区の責務	新聞に町会への加入率の低下が課題と書いてあった。条例の説明では、200 団体の自主性、主体性に任すとあるが、難しいのではないか。それぞれの団体が、どんな取組をしているか把握しているのか。本当に魅力ある町会・自治会にするにはどうしたらいいかを考えないといけない。	C	各町会・自治会の活動状況の把握については、10 の特別出張所で定例的に会議を開催するほか、地域の活動に所長たちが積極的に参加することや、副所長以下の職員たちが様々な行事にお手伝いに行くことなどを通して、町会・自治会の状況等を情報収集しています。情報収集が目的で行っているわけではないのですが、各町会・自治会の活動状況は、こうした日々の活動の中で把握しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
24	4	区の責務	素案はマンションについて規制やお願い事項が多く入っている。マンションが多いのでこのようになるのは分かるが、私たちのような町会にもバックアップをしてもらえるよう文言を入れてほしい。 マンションの方々を勧誘する際、災害や何かあったときに町会が面倒を見ると誤解を招くような文言は入れてほしくない。「みんなで協力して助け合う」というところを強く押し出して、素案に盛り込んだ条例をつくってほしい。	B	マンションは確かに重要な要素だと思います。あらゆるマンションを対象にしても、逆に疲弊してしまうのではないかと思っております。一定の規模を持ったファミリー世帯型の部屋を持っているマンションは、今回の条例によって、まず連絡先をしっかりすることが約束事になってくるので、強制加入はできないのですが、つながりを持つことを決めていければいいかなと思っています。 町会に入れば助けてもらえるというのは誤解ですので、自分もまちの仲間、まちの一員であるという意識、自覚を持って、何かあったら自分ができることはみんなにする、自分が困っているときに助けてもらえたら、ありがとうという関係がつくれるように訴えていきたいと考えております。 【補足】本条例は、マンション全てが対象になりますが、町会・自治会の負担にならないよう、どのマンションの連絡先が必要か町会・自治会と話し合いながら連絡先の提供を行っていきます。
25	4	区の責務	町会とは何か、何をするのかについて、地域の役員等が自覚していないため、後継者が育たない。この条例を契機に区長から、特に建築会社等に町会加入促進に協力してもらうようにお願いすれば、新規加入者が増えると思う。	B	町会の存在の意義について、町会の方の負担にならないように気をつけながら、「みんなでやるべき」と感じてもらう周知ができればと思っています。 今回は建築主とともに、管理会社の情報も入手しながら、主だったところにお話をしてみようと思います。条例が制定された後には、関連する会社にも、条例ができたこと周知をして、新宿で商いをするのであれば、地域との連携が必須であることを伝えていきたいと思います。
26	4	区の責務	条例案では、区民の役割として町会・自治会の理解と関心を深めるよう努めるという形で記述されているが、町会員が頑張らなければならない話になっている。この条例をどういう形で町民に伝えるのか悩んでいる。	D	条例案の区民の役割については、町会に参加している人ではなく、町会に加入されていない方々を対象にした内容となっていますので、誤解を招かないような表現にしたいと思います。
27	5	施策の推進	説明のあった条例は誰に向けて作っているのか。町会・自治会員、商店会員は、努力していて、これ以上は難しい。町会・自治会や商店会に入らない方が多く、お祭りのお金が足りないので、お金を集める施策を加えて欲しい。	D	この条例は、各町会の方からご意見いただきながら検討していますが、地域で活動する皆様に新たな義務を作ることは考えていません。 お金を集める方法は、クラウドファンディングや町会費の自動振り込みなどもあると思いますので、どうすれば無理なくできるかということも、活性化推進プランの中では、考えていきたいと思います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
28	5	施策の推進	区の責務の中で、条例の目的及び基本理念が、区内の町会・自治会はじめ、区民や地域で活動する様々な主体に認知されるよう周知・理解促進に取り組みますとあるが、ここが大事だと思っている。いいものを作っても、伝わらないといけないので、その点を具体化していただきたい。	B	学校や企業に対して地元と接点を持つことが当たり前のようになってもらいたいというのが理想の中にはあります。何らかの形で、町会・自治会、あるいは商店会と接点を持っていくということ、若い人が何かしら事務を少しでも担ってもらう、協力してくれるというだけで、活気も出てくると思いますので、そのきっかけをこの条例を通じて作れればなと思っています。 今後多くの皆様からご意見いただきながら、プランも作っていければと思います。
29	5	施策の推進	町会と分譲マンションの立ち位置としてはそれぞれになると思っており、分譲マンションが町会の中にというのは難しいかと思っている。分譲マンション交流会を地区ごとに実施していただき、町会と同レベルで区にサポートいただけるよう提案する。	D	分譲マンション交流会を既にやっている地区はありますので、あとは皆さんのやる気次第というところがありますが、誰かが音頭をとらないと話が進まないかと思います。 今回の条例づくりの中で連絡先の明示や、新しいルールも作っていきます。今後、皆様のご意見をいただきながら、最終的にどう条文に落とし込むか検討していきます。
30	5	施策の推進	町会活性化として、町会役員の方の半数を若手にし、若返りの見直しをしてほしい。分譲マンションの居住者の半数以上を町会役員につけることを検討してほしい。助成金について、防災にも大きく影響するので、多世代交流を一番に助成していただけないか。	D	役員の配置等は町会の自治ですので、それぞれのお住まいの地域の自治活動として考えていただくことになります。 ただし、町会・自治会での成功事例や取組はこれまでどおり、お伝えしていきます。
31	5	施策の推進	新宿区の発展のため、流動性のある方を受け入れないといけない。 今回の条例で、我々も工夫することがあるだろうが、新しい方をどうやって仲間に入れていくか、条例の実際の運用でいろいろ問題が出てくるかと思っている。	B	流動性のある方たちも、また戻ってきてくれることもありますので、新宿区に住んでいるときに、いい思い出を持つということが重要だと思います。そうした中で、地域のコミュニティ活動を通じて、このまちへの帰属意識、愛着心を持っていただくのが大切だと思います。 企業や学校の事務局の皆さんが、地域の活動に参加してくれるようになりますと、転勤ですとか人事異動があっても、つながっていくことになりますので、ある程度事務的なところや、ある程度恒常的に人が必要な事業のときに、企業や学校から絶えず人が来ているという状況として、来た人が気楽に来られるようなムードをつくっていただくと参加しやすくなると思います。 この条例を通じて、企業にもお願いしやすいような環境をつくっていければと思っています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
32	5	施策の推進	本条例と合わせて策定する推進プランをできるだけ早く示してほしい。	C	本条例の検討にあたっては、学識経験者、町会・自治会の代表の方、事業者、大学、マンション関係の方及び公募の区民によって構成された検討委員会を立ち上げ、様々なご意見をいただきながら素案をまとめました。推進プランについても、本検討委員会にお示ししご意見をいただくとともに、各地区の町会・自治会の皆様に情報提供等を行いながらまとめていきたいと考えています。
33	5	施策の推進	町会・自治会への加入促進にあたっては、住民票の手続きを行う際に、居住地域の町会・自治会を伝えることができると効果的である。	C	現在、町会・自治会長の連絡先については、住民票の手続きの際にパンフレットをお渡しし、居住地域の町会・自治会長に連絡を取っていただく形をとっています。ご提案については、住民票の手続きの中で、該当する町会・自治会を判別する作業を行うことは混雑を招く可能性もあるため、あまり負担をかけずにご案内できる方法を今後検討していきます。
34	5	施策の推進	転入時の手続きの際に、町会・自治会の加入用紙が提出されれば、町会側から最初のコンタクトを図ることが出来る。	C	ご提案の内容は、窓口で町会・自治会の加入申込書の提出を受けて、本人の了解のもと、町会・自治会にお知らせするというものです。特別出張所の窓口状況や担当職員の聞き取りなどを行ったうえで検討していきます。
35	5	施策の推進	各地区、各町会の事業や行事にも差があるため、全部まとめて条例にするのは無理ではないか。 条例の目的と基本的な考え方のところで、もっと細かい条例の１項目ずつが出てくるのか教えていただきたい。 条例がどの程度制限を持ったものになるのか、教えていただきたい。	E	各地域の特性に応じて、マンションごとの自治会をつくった方がいいのか、または自治会はつくらないが管理組合が窓口となり、町会の行事の連絡などが伝わるようにして、参加・協力の関係性を築くことも考えられます。この条例が案のとおりに進むと、まずは連絡先を指定することになりますので、対話が始まるという仕掛けにはなっています。一方で、地区によって、様々な地域特性があり、条例で細かく決めすぎると、適応できない、適合しないエリアが発生してしまうこともあります。地区ごとの違いも出てくると思われますので、うまく運用できるような条文になっていけば望ましいと認識しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
36	5	施策の推進	地域コミュニティについて、ここの地区は８町会あり、横のつながりをとても大事にしていて、お祭り等事業をやるときに連携できる体制ができている。 町会員になっていただくのも、人となりが分からないと難しいと思う。町会は、地元に住んでいる人たちと、みんなでつくり上げていくものであり、１つ１つ積み重ねるのがいいのかなと私は思っている。とても住みよいまちだと思うし、自分も、できることをこれからもやっていきたいと思う。	B	コミュニティ補助を使っている場合、特に広く地域にお住まいの方が参加できるものにして、参加をきっかけに信頼関係ができたら入会してもらうように進める、まず先に交流があって、それで信頼関係ができて入会していくということが望ましいと思います。 そうした趣旨も含め、条例ができたら強制加入、町会費の強制集金と考える方もいますが、法律的にできないことであり、同時に強制加入はやはり不信感や、不満が募るだけで、色々なきっかけを通じて知り合って「入ってみたい」と思われる運営ができればと考えます。
37	5	施策の推進	条例案にマンションの建築主及び管理者は、区に連絡先を届け出るという項目があるが、その中に民泊も交えてもらいたい。区が民泊の事業者からの申請を受理したときに、近隣から要望があったら、その事業者の情報を町会に公開してくれる、町会でそれを受理した場合には、近隣の方から希望に応じて、その事業者の情報を伝えることができるということを盛り込んでもらえないか。	D	民泊の事業者の情報は、区公式ホームページで公開していますので、区で、手持ちのデータをお伝えすることができます。 トラブルが発生している際は、直接、区または警察に連絡していただき、管理者に注意してほしい場合は、連絡いただければ、区から管理者にお知らせさせていただきます。
38	5	施策の推進	落合のプレイパークの活動に参加している。町会・自治会と一緒に連携する際、町会・自治会の負担は増やせず、プレイパークの担い手も余裕がない。どのように連携、協力すればいいか。 「染の小道」のイベントでは、学生がボランティアで協力してくれている。学生はボランティア活動をすることで、大学で単位がもらえる仕組みで来ているようで、学生と連携して、自治会や子育てを担うコミュニティの活動の団体などをもっとつなげていき、活性化させていく方法はないかと思う。地域コミュニティを担う団体にとってのメリットだけではなく、学生や若者を育てていくことにもつながるので、持続的に発展・活性化を目指していくことにつながるのではないか。	B	町会の場合は同じメンバーが１人何役もやっているような状況があり、負担感を感じているので、ほかの人に引き継ぐことができない状態になっているのが現状です。得意な分野ごとに役割分担するのも 1 つの方法と考えます。 学生について、一度活動に参加すれば、次も参加するきっかけにもなります。条例では、学校の役割を定め、若い人の気持ちを引き出すきっかけになればと思い書いていますので、ご提案の趣旨に沿った運営ができればと考えます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
39	5	施策の推進	自治会活動は、地域・事例ごとに様々な要因によって問題の原因、対応策が異なってくる。条例の制定で問題がすぐに解決することもなく、地域の代表者と区がこれまで以上に連携して、まちづくりを行う必要がある。	C	町会・自治会、あるいは様々な地域団体の皆様と出張所や様々な部署で相談をしながら進めていきたいと思います。将来的にはＤＸ化をしながらも、対面でしかできないことも多くあるので、今後もホットラインを残しながら、町会・自治会、地域団体の皆様と連携できればよいと思っています。
40	5	施策の推進	タワーマンションの個別訪問はセキュリティの問題などから難しいと思うが、区として訪問を行っていく予定なのか。	E	タワーマンションの個別訪問は令和４年度から地域コミュニティ課、特別出張所で開始し、令和４年度は８棟、令和５年度は 11 棟と継続的に訪問しています。タワーマンションは行政との接点が少なく、すぐに地域との接点というのは難しいのですが、防災に関する情報を切り口に、防災訓練をマンションで実施するなどを通じて、地域との連携につなげたいとと思います。 また、昨年から区内のマンション居住者を対象にした区の公式ＬＩＮＥで、地域のイベント、町会の活動、防災情報などを中心に情報発信を行っています。
41	5	施策の推進	マンションの場合、町会費の支払い方法が様々ある。町会に連絡もなくマンションが建ってしまう状況であるが、義務または努力義務として、区にマンションの建設と世帯数が報告され、その情報を町会に教えてもらえると町会費の集金がしやすくなる。	D	新規で建てるマンションは報告の義務、既存のマンションは報告の努力義務となる予定です。条例を制定しても、実行が難しいとの指摘と思います。建物の規模は建築確認等で把握できる部分ですので、出張所と情報共有しながら町会に可能な範囲で情報提供できればと思います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
42	-	その他	自治会の活性化はとてもいいことであるが、表決権が旧地権者とマンション住民で差があり、不公平、憲法違反である。 違法状態にある自治会にマンション住民を誘うことはできない。	E	タワーマンションが多くある地域もありますが、タウンマネジメントという形で、複数のタワーマンションがそれぞれ協力をしながら地域をうまく回していこうという、町会活動とちょっと別な動きをしているところがありまして、そこではトラブルになっていません。 町会・自治会を活性化しようという条例の趣旨ではありますが、議決権の問題については、差が出てしまうと、相手を怒らせるということは、繰り返し町会の皆さんにもお話をしてきています。無理に町会員になってもらうのではなく、管理組合の方々やマンションで自治会と窓口作っておく、緩やかなつながりを持っておく方がよいと話をさせていただいています。 バランス感覚を持ってもらって、お互い不平等ではないと認識を持てるかを、これからもお伝えをしていきたいなと思います。
43	-	その他	本条例は、各地区町会連合会で３回意見交換会を開催するなど、町会の意見を丁寧に聞き取る中でつくりあげているものと評価している。本条例をもとに各町会・自治会が活性化に向けて活動していただけることを願っている。	B	しんじゅくトークでは、条例の周知徹底や名称変更等の様々な指摘をいただいています。 いただいた意見を反映させながらよりよい条例案をつくり、皆様にお示しするとともに、議会で議決をいただけるように進めていきます。
44	-	その他	本素案において、マンション等建築主とマンション等管理者等との連携を図るとの記載があるが、具体的にどのようなものか教えてもらいたい。	E	これまで、建物を建築する際は、建築前に地元の町会・自治会に相談に行くことをルールとしていましたが、町会・自治会がマンション等の建築時に建築会社等とやり取りした内容が、建設完了後に管理会社に引き継がれておらず、門前払いになるというケースが繰り返されてきました。 本条例では、マンション等管理者等の連絡先を明示し、管理会社を通じて町会活動に関する情報を提供することで、お住まいになる方に町会活動に関心を持ってもらうことを目指しています。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
45	-	その他	この条例の成立に反対する団体等がいれば教えていただきたい。	E	昨年のしんじゅくトークにおいて、町会・自治会に対して新たな義務が課されることや町会・自治会への加入が強制されるとの誤解から、条例づくり反対との意見を受けましたが、その場で誤解であることをご理解いただいています。 地域の方とのやり取りの中では、コミュニティの重要性、活性化に向けて、この条例の趣旨についてはご理解をいただいていると思っています。
46	-	その他	落合第二中学校の避難所は、地域防災組織として２つの町会の会員で運営をしているが、高齢化などで避難所の要員が不足している。地域の活性化の大前提は地域の安全であり、この条例が、地域の方が何らかの形で避難所等の運営に協力したり、参加したりする機会になればいい。	B	一部の人だけで避難所の運営を行っているともたなくなってくるため、避難しているその他の人にも責任を持ってもらうよう働きかけをして、その協力を活かして次の時代の町会のメンバーとして活躍してもらえるのではないかと思います。災害が落ち着いてきた後は、避難所に避難している人だけではなく、家に戻れる方も含めて避難所に協力をしてもらうことも、区から声がけをしていけたらいいと思っています。企業あるいは学校も、地域に貢献ということで手伝ってもらったり、発災した際にはお話をしていければと思います。区としても、働きかけをやっていきたいと思っています。
47	-	その他	町会・自治会の地位を悪用したハラスメントの防止。その会の役職者が特定の住民と接触し、その優越の地位を背景にハラスメントを行う事案が発生している。拒絶した場合は、地域から排除など、不利益をこうむる旨を告知するような事案が発生している。こういうことでは、みんな安心・安全な暮らし、できなくなってしまう。	D	町会長は、町会員のためにボランティアで参加しており、優越的な地位ではなく、お願いに行く立場で、地域の活動に臨んでいます。この件については、町会・自治会の通常の運営ではなく、個人間のやり取りの話ですので、区の人権関係の部署でお話を伺います。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
48	-	その他	マンションが町会に加入する際に、議決権がマンションごとに１票ということで止まってしまった。西富久町会と東富久町会と一緒になって事業を始め、お互いの人材でやることで非常にうまくいっているのではないかなと思っている。富久町には４つ町会があり、この４つを、部会のような形で人材交流でうまく１つになれるとよい。場所についても、今２つの町会でやっているが全くスペースがないので、４つの町会で広い場所でできたらよい。200 の町会があるそうだが、集合できたら、人材の面ではうまくいくのではないかと思っている。条例でマンションを取り上げていただいており、今までにないことだと思っている。	C	人手不足について、複数の近隣の町会・自治会が合同で活動をしていくなどで、少し負担感が減る、あるいは昼間働いている人が多くても、こちらは昼間残っている人もいるなど、お互いに役割分担ができることになります。 今、西富久町会と東富久町会が合同で行事を始められているということですので、それは非常に大きな一歩ではないかと感じております。また、マンションの住民の方の議決権の問題は重大な問題だと思います。 今後マンションの中の人が個人として加入するか町会と密接なつながりを持って、対等な立場で話し合いをしながら一緒に共同作業をするのか、関係の持ち方を議論していく必要があると思います。

４　地域説明会における意見要旨と回答要旨

令和６年８月３日（土）・令和６年８月６日（火）に実施した、（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）に関する地域説明会における質疑応答の要旨をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見数　９件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項　　目	説　　明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、条例の構成のどの項目に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、区民の皆様からのご質問に対して地域コミュニティ課長が回答した発言のまま記載しました。（条例（案）への反映等については、A～F で示しています。 A～F の分類については、パブリック・コメント実施結果（概要）（P.3）をご確認ください。）

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
1	2	総則	マンション等管理者等の定義が非常に分かりにくい。マンション管理会社もデベロッパーが管理会社になる場合と、独立機関が管理会社になる場合とで対応等が大きく異なる。単なる管理会社は清掃等だけで管理組合と関わりがない。委託についてもはっきりさせないと、国交省が規定している「基幹事務」なのかどうかなど、委託の範囲を定めないと不明瞭である。	B	表現の分かりにくさやマンション管理の委託の範囲については整理します。 清掃等の単純業務のみを委託している「一部委託」の管理会社が町会・自治会との連携に係る連絡先にはならないと考えます。別途作成する逐条解説等に記載させていただきます。
2	3	役割	当マンションの管理組合は以前から町会活動に参加してきたが、町会の事業については詳細を知っているわけではない。 今日の説明を受けて条例について懸念を感じたのが、町会・自治会の役割で「これまでの取組を長く次世代に伝えようと努めるものとする」という表現が重いのではないかという点である。役員がこれを見て頑張ろうとはならないのではないか。	B	町会・自治会にこれ以上頑張って取り組んでくださいということではありません。その点は、町会・自治会に気をつけて説明していきます。
3	4	区の責務	基本理念、責務、条文内容などは委員会で議論されていると思う。これをワークさせるためには施行規則等が必要ではないかと思う。他の条例には施行規則を定めるということが書かれているが、これには書かれていないのはなぜか。条例は議会の議決事項だが、施行規則はそうではないと思う。施行規則も検討委員会の中で議論いただけるのか。 情報公開条例の公開と運用の基準というのが、条例の下に、趣旨・説明・運用がそれぞれ記載されていたが、それの運用の仕方が今後策定される施策の内容に結びつくと思うが、本条例が公表される際にはそのような内容も記載されるのか。 条例の趣旨は、趣旨と説明と運用が同時に書かれている文章に思える。マンション建築事業主に対して、いろいろな責務を求めているが、どのような責務なのか。これらは施行規則に載ると思うが趣旨・説明・運用までワンセットで公表してほしい。	E	こちらはパブリック・コメントにかけるための条例素案となっています。今後、施行規則への委任も含めて条例の整理を行っていきます。運用の手引（逐条解説）の作成も予定しており、施行規則と逐条解説との役割分担は法制担当と協議していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
4	4	区の責務	区の責務で、町会・自治会がいろいろな主体と連携して活性化するために、区が活性化の施策に取り組むというふうに理解するのが良いのではないか。 施策のためには予算がかかる。浴場組合から人を派遣して銭湯を運営すると言った予算は付けられるのか。公園で町会がイベントをやる場合など、町会と一緒になって実施するイベントについて、本条例に基づく施策として予算をつけていくのか。	E	公衆浴場については、地域振興部中心に転廃業防止支援などを行っています。地域コミュニティ事業助成も、使いやすさの改善や柔軟に使ってもらえるような工夫もこれまで以上に行っていきます。
5	-	その他	マンション理事長を務めており、町会にも加入して班長を担っている。町会のことも少しわかってきた。マンション住民は、町会を絶対的なものと認識しており、運営等も間違いがないという前提で動いている。町会の金の集め方や運営、経営などの指導は誰がしているのか。	E	区は暮らしやすいまちの実現を目指しており、そのために地域コミュニティは重要な基盤と考えています。町会・自治会の活動は地域コミュニティの活性化にとっても重要であり、町会活性化が地域コミュニティ活性化につながるため本条例を策定しようとしています。町会・自治会の役割にも記載した通り、町会・自治会自身にもその役割として町会・自治会について理解してもらうように努め、区民相互の交流に努めるなど記載しており、組織の透明性を高めたり区民が入りやすい雰囲気をつくったりというのも町会・自治会の重要な役割としています。 区が任意団体である町会・自治会に対して運営等を指導・監督をするというのは難しいですが、町会・自治会から規約や運営の改善に関する相談があった場合は、各町会・自治会の実情やニーズに合わせてコンサルティングや行政書士等の紹介等しています。また、マンションの会費徴収について組合費と町会費を分けて徴収しなければならないという情報提供等は随時行っていきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
6	-	その他	町会もマンションも、人手不足でなり手がいない。アンケートをとって住民のニーズを聞いても、「不自由していない」「何をやろうとしているのか」と聞かれてしまう。自身もマンション管理組合の理事長を 20 年近く務めており、町会も同じ人がずっと役員を担っている状況。 一軒家がだんだん無くなってきて、商店会にビルを持っている人が町会役員を務めているような地域では長く安定して町会を運営できると思うが、住民の入れ替わりが激しい地域では役員の担い手確保に苦労する。町会活動は大変なボランティアで、よほどの使命感を持っていないとできない。 町会は神社仏閣とも関わりがあり、町会が寄付もしているようだ。マンションの中には様々な信仰を持っている人が住んでいる可能性があるので、嫌な人も出てくると思う。我々のマンションは管理組合が一括で町会に加入しているが、マンション住民から町会での金の使い方について聞かれるかもしれない。きちっといろんな民意を聞いて進めていかないと難しい。	C	規約改正等の相談窓口を設けており、困り事があれば一緒に考えていきたいと考えています。
7	-	その他	マンション管理組合の理事長や監事を務め、町会の役員も経験している。当マンションは平成 10 年に建築されたマンションだが、重要事項説明書の中に「入居者は自治会に加入していただく」「町会費は管理費から引く」と記載があった。現在では国交省の標準管理規約でも地域コミュニティに関する標準管理規約は削除されているため、管理会社には管理組合として、理事会として、一度議論してはどうかと提案している。マンション全体で町会に加入するというのは非常に違和感がある。マンション内居住者が個々に加入を判断すれば良いと思う。当マンションでは町会と相談して、理事会に町会役員を呼び、活動がどのような活動を行っているのか活動紹介をしてもらっている。また、町会に協力する居住者でグループ LINE を作成し、手伝いが必要な際は町会からグループ LINE に連絡するというしくみがある。町会から LINE グループに要請があれば LINE グループに登録している人が手上げ方式でお手伝いをしている。	B	重要事項説明書等での強制は判例にも出ているので、町会・自治会への加入を強制できないということは周知していきます。

No.	意見項目		意見要旨	対応	回答要旨
8	-	その他	条例素案でパブリック・コメントを求めているとのことだが、他のパブリック・コメントでは骨子案や素案など様々な段階がある。この素案は完成形だと認識していて抜けているところや不備があると思い、マンション等管理事業者等の定義について指摘をした。 10月に検討委員会に提出されると思うが、その際には条例案や逐条解説等がついたものになるのか。	E	10月下旬に検討委員会を予定しており、そこではパブリック・コメントの内容報告とその内容を反映した条文を示す予定です。逐条解説等まで準備できるかは未定ですが、それまでに運用に支障がないように内容の整理を担当課で行っていきます。
9	-	その他	国交省が「マンション標準管理規約」を改正したので当マンションも規約を改正した。 条例は事業主、管理組合、管理会社に並行して説明しないとうまく進められないと思う。とりわけ、条例については区分所有者の集合体である管理組合が中心になると思う。管理会社にはそこまで責任感があるわけではない。あくまで区分所有者が中心となって、条例を理解して取り組まないといけない。	D	ご意見として伺います。

印刷物作成番号
２０２４-１２-２６０１

（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例（素案）に関する
「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」
「区長と話そう～しんじゅくトークにおける意見要旨と回答要旨」
「地域説明会における意見要旨と回答要旨」

発行年月　令和６年 11 月
発　　行　新宿区地域振興部地域コミュニティ課
　　新宿区歌舞伎町一丁目４番１号
電話：03-5273-4127
FAX：03-3209-7455

この印刷物は、業者委託により３００部印刷しています。その経費として、１部あたり６５５円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。